監獄協會雜誌

第貳拾五卷
第九號

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治二十一年五月創刊毎月一回二十日發行
（大正元年九月二十日發行）

監獄協會雜誌第二十五卷第九號目次

○論　說……（一頁）
○改善不能の累犯者に關する刑事政策論……ドクトル、エール、アン、ドロツー　原　夫次郎
○講　演……（一三頁）
○遺傳に就て……ドクトル　富士川游君
○夢に現はれたる未丁年囚の心理狀態……文學士　寺田精一君
○資　料……（三八頁）
○フエリー教授のコローン第七回國際會議に對する批判……司法省參事官　谷野格重譯
○談　叢……（四五頁）
○春風秋雨八十三年（其二）……石澤謹吾翁懷舊談
○統　計……（五五頁）
○大正元年七月末日現在在監人員表
○大正元年七月末日現在受刑者罪名表
○大正元年七月末日現在在監人員監獄別表……（六一頁）
○說　林……
○御道號の緣由
○英國監獄の狀況
○寄　書……（六六頁）
○常識の明（承前）……尾原靜乘
○家族的少年犯罪の研究……浦和　景山榮志
○實驗餘瀝……安永春雨
○通　信……（八〇頁）
○服役特免中に於ける各監の狀況
○愛知慈典會の近業
○新築教誨堂入佛式概況
○彙　報……（八九頁）
○大喪儀を行わせらるゝ御道號告示○大祭祝日○三日間慶朝○特免と音曲停止○各官廳學校休暇○千葉監獄に於ける免役中の狀況○廚下に於ける自殺の狀態○指紋に依れる犯人の判定
○叙　任……

監獄協會雜誌第貳拾五卷第九號

論說

改善不能の累犯者に關する刑事政策論（承第二十五卷第八號）

ドクトエール、アン、ドロツー　原　夫次郎

第五、放逐の執行並に其關聯規程

從來佛國に於て放逐地に充てられたる殖民地は一千八百八十七年三月十六日の布告に依り「ラ、ギュイヤヌ」(la Guyane) と一千八百八十六年八月二十日の布告に依り「ラ、ヌーヴェルカレドニー」(la Nouvelle-caledonie) の二殖民地なりしか後專ら國費の膨張を防かんか爲め一千八百九十八年此後者の殖民地を廢止してより以來今日までは唯此「ラ、ギュイヤヌ」の一殖民地のみと爲れり」

故に被放逐者は常に此殖民地に於て放逐の執行を受く可く又其執行は宣言せられたる判決の主刑執行滿了の後を享けて之を爲すを當然とすと雖も右の如く放逐地は遠隔の地なるを以て主刑の執行を滿了するや即時に放逐を執行す可からす若し其主刑滿了の日を以て放逐の執行を準備せらる可からすとせは往々便船の機會を失し空しく被放逐者を內地に抑留せさる可からさるの結果を生す可しと雖も既に主刑滿了者を抑留するの不當なること知る可きを以て政府は常に被放逐者に對しては其主刑滿了前豫め放逐執行の準備に取掛ることを得可く從て此場合には其主刑の一部を留置場に於て執行することを得可しと爲し且つ可成多數の被放逐者を集合して之を一時に放逐地に送還せんことを期したり（敬逐法第十二條幷に一千八百八十五年十一月二十三日の布告同法施行細則の）

如此にして送還せらるゝ集合の被放逐者か放逐地に上陸するや一先つ夫の一千八百八十七年九月五日の布告に依りて構成せられたる放逐地に於ける被放逐者收容監獄に收容せられ此監獄に於て被放逐者の選擇に依り

或は農業或は手工其他各種の職業を習得練修せしむ尤も一千八百八十五年十一月二十六日の布告に依り豫め本國の監獄に於て被放逐者をして其主刑執行中後日の殖民地生活に準備せしむるを以て右殖民地收容監獄に於ける職業的習修にして終了せば其各放逐者をして放逐地に於ける各種の勞役場に送致せらる可し此勞役場設立に關しては前揭一千八百八十五年十一月二十六日の布告に於て定むる所にして或は官立のものたるを得可く或は私立のものたるを得可き而已ならす其勞役の種類は或は各種工業品製造場或は製鐵製材場或は森林原野の開墾若くは礦山の採堀事業等千差萬別にして此等は總て其放逐地たる殖民地の總督に依りて指示せられ其指示を受けたる被放逐者は其歸屬す可き勞役場に於て看守官の監督の下に夫の普通內地に於ける强制勞役場に於けると同一の規律に從ひ住居し勞役して以て多數被放逐者の家族的共同生活を營ましむるなり此點は一見恰も主刑たる流刑の執行に類似すると雖も主刑たる流刑の執行は島地

の獄舍に於てせられ著しく其自由を制限せらるゝに反し被放逐者の右勞役場に於ける勞働は專ら被放逐者の放逐地に於ける生活を容易ならしむる爲めなれは殆んど其自由を拘束せさるは勿論其賃銀の點に於て兩者の間に著しき差異なきを得す就中前揭一千八百八十五年の布告並に一千九百年二月二十六日の布告に規定する所に據れは右勞役場勞働の被放逐者にして少くも六ケ月間行狀善良にして勞働に勤勉せることを賞せられたるときは特別の取扱を受く可し即ち被放逐者の勞働賃銀は最下限二十錢以上其勤勉の程度に應して數十錢に及ふ可く此二十錢の餘の賃銀は最初八十日分は之を被放逐者に與ふ可しと雖も其後の分は政府之を保管し後日其被放逐者か右勞役場勞働を免せられ放逐地に住居して獨立の生計を營む場合に本人の希望に依り或は國庫の公債證券或は其他の債券を以て下付することゝ爲せり而して既に放逐地に於て此獨立生計を許されたる者に對しては其殖民地官廳は特別の監守を爲すことなくして其獨立生計者二十五名に達する毎に其各自の安寧秩序を維持せしむる爲め共同の費

用を以て一名の憲兵を其生計區域地に分遣せしむることと爲せり

如此一旦放逐の執行を受け放逐地に於ける勞役場に勞働する被放逐者は勿論縱令放逐地に獨立生計を許可せられたる被放逐者と雖も當該官廳の許可を受くるにあらされは漫りに其地域內を出つることを得す但暫時間其地域を離るゝ必要ある場合に於ては其放逐地長官に願出て其許可を受く可く又其地域を離るゝこと六ケ月以上に及ふことを要する場合に在りては同長官を經由して內務大臣に具申し其許可を受く可きことゝ爲せり（放逐法第十三條）

若し被放逐者にして右の許可を得すして放逐地を離れ又は其許可ありたる場合に在りても其許可の日數を超過して放逐地に歸來せさるとき又は主刑期間滿了の前後未た放逐の執行を受けさる前逃亡罪若くは其未遂罪を犯したるときは其逮捕地の輕罪裁判所或は放逐地の輕罪裁判所に於て二年以下の重禁錮に處せらる可く此等犯罪の累犯者は五年の重禁錮にまて及ふことを得可し而して此刑の執行は放逐地の監獄に於てせらる可し

（放逐法第十四條）右に反し被放逐者にして放逐地に謹愼せは政府は此種の被放逐者に對して先きに判決に依りて剝奪せられたる民事上の權利の一部若くは全部を回復せしめ之を放逐地に於て行使することを許し能ふ（放逐法第十七條）のみならす其謹愼せる放逐者にして放逐地公共の爲め若くは本國の爲め其放逐地に盡したる功績の見る可きものあるときは先きに被放逐者の執行を受けたる主刑の期間滿了より起算して六年の後は被放逐者は其住居する放逐地の裁判所に放逐赦免の特典請求を申請することを得可し（放逐法第十六條）特赦を受けたる者と雖も放逐の執行を免れさることは前に述へたる所の如し然れとも若し其特赦狀に放逐特赦の特別の條款あるときは其主刑と倶に放逐を執行せすして赦免せらる可きは勿論其主刑執行後此放逐に就てのみ特赦を受くることあり得可し（放逐法第十五條）

茲に放逐法を說了するに當り一事の附記す可きものあり他なし佛國に於ける同法實施の狀況是なり同法は其制定の當初極めて論議せられたる丈けに當局者の注意も亦極めて周到なりき即ち一面同法を發布すると同時に失費多き同法實施を適宜に監督せしむる爲め又他面政府に於て「處刑者類別委員會」なるものを創設し參事院議官一名殖民省局長一名同省課長一名司法省課長一名巴里控訴院判事一名內務省事務官一名典獄一名をして之か委員の任に當らしめたり而して同委員會長の名に依りて報告せられたる一千九百六年十二月一日の官報報告一千九百五年十一月十日の官報々告並に司法大臣の一千九百十一年八月三十日の官報々告は同法實施の狀況を知るに於て最も簡便にして偶々予が巴里大學に在學中此事の研究に關し「ガルソン」敎授に依りて之を供給せられたるを以て參考の爲め左に之を拔萃す可し

一　一千九百五年十一月一日囚徒類別委員會々長參事院議官ヂャゼルチェミツド氏（Z. Jagerschmidt）の放逐法實施の狀況に關する官報々告摘要

一千八百八十五年五月二十七日放逐法發布
以來一千九百三年十二月三十一日までの間　一萬七千六百五人
放逐の裁判宣告を受けたる者の總計數

一右の總計數の內實際放逐地に送還せられたる者　一萬一千百六十二人
一右總計數の內放逐地に送還を準備して待命中の者　八十九人
一右總計數の內本來放逐せらる可き者にして同時に主刑だる徒刑と競合し其執行の爲め放逐地に送還せられたる者　二千三百十三人
一右總計數の內特赦の恩典を得たる者竝に之を得せしめんか爲め其手續中にある者　六百六十二人
一右總計數の內放逐の延期と假出獄とに依り利益を得たる者　一百二十五人
一右總計數の內被放逐者の健康狀態に因り或は確定的に放逐を免除せられ或は放逐を免除せんとするの狀態に在る者　四百九十六人
一右總計數の內放逐執行前佛國內に於て死亡したる者　六百十三人
一右總計數の內或は佛國本土に於て或は屬地「アルゼリー」或は屬地「チュニジー」に總刑處分に付せられだる者　二千百四十五人
一千九百六年十二月一日右同一委員會會長の放逐法實施の狀況に關する官報報告摘要
二千八百八十五年七月二十七日放逐法發布以來一千九百五年十二月三十一日までの間放逐の裁判宣告を受ける者の總計數　一萬八千六百六十一人
一右總計數の內實際放逐地に送還せられ放逐法を執行せられたる者　一萬二千二十二人
一右總計數の內放逐地に送還を準備して待命中の者　六人

一右總計放の內本來數逐せらる可き者にして同時に主刑たる法刑と競合し其執行の爲め放逐地に送還せられたる者　二千五百十一人

一右總計數の內特赦の恩典を得たる者竝に之を得せしめんか爲め其手續中に在る者　六百八十三人

一右總計數の內放逐の延期と假出獄とに依り利益を得たる者　百三十人

一右總計數の內被放逐者の健康狀態に因り或は既に放逐を免除せられ或は放逐を免除せんとするの狀態に在る者　六百二十七人

一右總計數の內放逐執行前佛國內に於て死亡したる者　六百三十五人

一右總計數の內或は佛國本土に於て或は屬地「アルゼリー」或は屬地「チユニジー」に於て換刑處分に付せられだる者　二千四十三人

一、一千九百十一年八月三日佛國司法大臣「デアン、クルュッピー氏」(M. Jean Cruppi)大統領に報告したる放逐法實施の狀態に關する報告摘要

一一千八百八十五年七月二十七日放逐法發布以來一千九百九年十二月三十一日までの間放逐の裁判宣告を受けたる者の總計數　二萬六百六十四人

一右總計數の內實際放逐地に送還し放逐を執行せられたる者　一萬三千四百二十七人

一右總計數の內放逐地に送還を準備して待命中の者　五十人

一右總計數の內本來放逐せらる可き者にして同時に主刑たる法刑と競合し其執行の爲め放逐地に送還せられたる者　二千五百五十五人

一右總計數の內特赦の恩典を得たる者竝に

之を得せしめんか爲め其手續中に在る者　（八百三人
一右總計數の內放逐の延期と假出獄とに依り利益を得たる者　（百三十七人
一右總計數の內被放逐者の健康狀態に因り或は既に放逐を免除せられ或は放逐を免除せんとするの狀態に在る者　（八百九十五人
一右總計數の內放逐執行前佛國內に於て死亡したる者　（六百七十七人
一右總計數の內或は佛國本土に於て或は屬地（アルゼリー）或は屬地（チュニジー）に於て換刑處分に付せられたる者　（二千百十人

（未完）

講演

遺傳に就て

ドクトル　富士川游君

今日此會をお開きになるので私にも何かお話をするやうにと寺田さん眞木さんからのお話がありましたので遺傳に就て一席の講演を致さうと思ひます、御參考になるか如何かは存じませぬけれども、私は平生人の身體のことを調べて居りますので身體の方面から遺傳の問題に就て近頃漸く研究の纏りましたものを極く引つ括めまして結論とでも申すやうなものをお話致す積りであります。

それで遺傳の問題は色々の方面に關係があるのでありまして御專門の犯罪學などにも無論直接間接の關係のあるものであります近頃遺傳のことに就きましては生物學の方面からして或は動物であるとか植物であるといふものの遺傳のことが大分深く研究せられて新らしい成績も得られるやうにもなつたのでありますが、私共の方の專門の遺傳の研究も近頃に至りて大に進歩を致して來て居るのであり

ます。私は今日固より生物學の方面のお話は致しませぬ。私の專門として居りまする醫學の方面からの遺傳のお話を致すに止まる積りであります。全體遺傳のことは古くから已に研究されて居つたので從つて色々の方面に亘つて居りますから之を簡單にお話致しますのには勢ひ要點々々を引つこ抜く必要があるので短い時間にこれをお話致すために連續を缺く憂へはあると思ひますが此點は豫め御承知を願つて置きます。

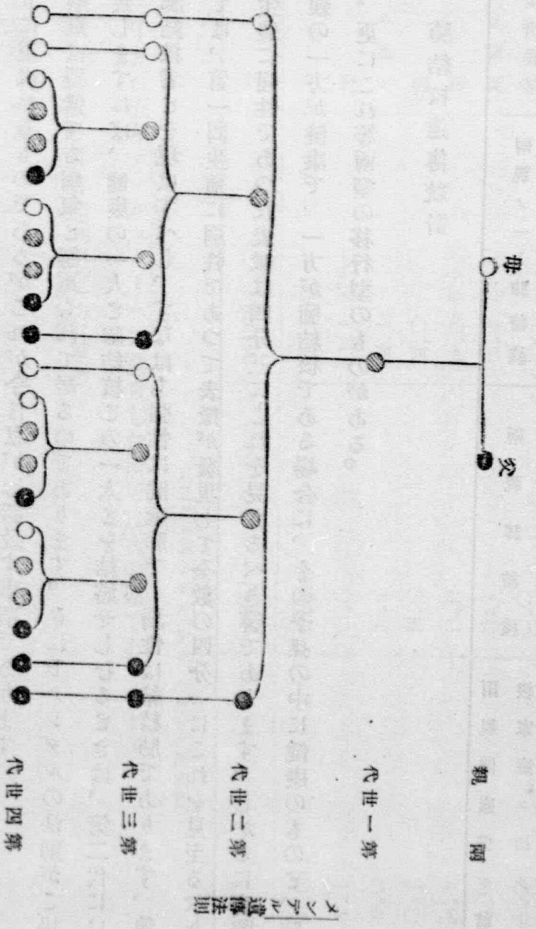
誰でも知つて居る如くに親の身體が子供の身體に移る、子供の身體が親の身體に似て居るといふことは誰の眼にも映ることでありますが、それがどうしてさういふ風になるのかといふことになつては昔からの疑問でありました、第一に卵に依つて此の如き現象を呈するのであるべしとは誰でも考へることでありませう、それは常識を以て親の身體が子供の身體に似るといふ點を見れば斯く推測せらるることであります、一應それには違ひないとは思はれますけれどもたとへば雙子の場合にありまして子が二つ同じやうな卵の膜の中からして出來た場合に其卵は必ず同じものと想像しなければなりませぬ。けれども其雙子が顏は能く似て居りますけれども性質が違ふ、或る場合になると其性質が大分違ふものであります。でありますから單に其要素になる卵の差異だけに依て類似、不類似が出來るといふことも一概にはいひ惡いのであります。それで卵は無論その元にはなりませうけれども子供

が出來た後の榮養と外から來る色々の原因がそれに混らなければいかぬといふことにはなるだらうと思ふのであります、それで通常遺傳といひます中に母の子宮内にあつて色々受ける處の原因によりて起るところの現象をも動もすると遺傳とする場合があります、たとへば子宮内に子供が居る場合にその母が中毒をする或は心配をする、或は酒を飮む、或は梅毒に罹るといふやうな時にその子供の身體に出來ましたものを矢張り遺傳とする場合が多いのでありますが、それは眞正の遺傳とは分けなければならぬのであります、これは實際遺傳ではない母の胎内で子供の身體に一種の變化を受けたものが子供が生れた場合に現はれて來るのは先天素質といふべきもので遺傳ではないのであります。遺傳といふものをよく調べて見ますると父より遺傳するものと母より遺傳するものとそれから其兩親から遺傳するものとありましてこれを直接遺傳と醫學の方でいつて居ります。それから父親母親ともに健全である場合にモウ一つ上の系統に依て來るその祖父母より遺傳するものを隔世遺傳といひ、その父母の兄弟血族から遺傳するものを側系遺傳といひます。この隔世遺傳と側系遺傳とは共に間接遺傳に屬するものであります、又遺傳によりて胎生中に發病するものがあります、白痴の如きはこれであります、又發病し易き素質を遺傳することがありましてこれに同形遺傳と異形遺傳との區別があります。

この遺傳の事實を說明するには種々の說がありますその第一は形態學的說とワイスマン氏の胚細

胞連續說、第二は分子說でヂーゲリー氏の密攝列（Micelle）說ワイスマン氏の胚種成形質說、ハーケ氏の幼芽說、ヘツケル氏の「ペリゲヂージス」說などが行はれて居ります、第三は生物學說で、これにはダルウイン氏の「パンゲネージス」說、ド、ウリース氏ノ細胞間汎生說、ラウイツツ氏の對立說などがあります、しかしこの事に就ては詳しくお話いたす暇かありませぬ、ただここに申上けたいのはメンデル氏の遺傳の研究、是は四十年前にメンデル氏がゆつた說でありますけれどもメンデル氏が宗教家であり、又其研究が地方の雜誌にあつたので近頃になつてウリースを始め諸家の研究が行はれてからメンデル氏の業績も世に現はれ今日はメンデルの法則として行はれて居るのであります。是は諸君も御承知のことであらうと思ひますが、私のお話の順序として此メンデルの法則といふものを一寸お話する必要があるのであります。メンデル氏が遺傳のことを研究したのは御承知の通り豌豆に就て致したのでありますが、豌豆を以て對性といふものを見付けて、例へば花の色が片一方白ければ片一方は赤いといふやうにお互に對抗になる性質のものを撰びて雜種を拵へる。さうすると第一代目には對性中の一方ばかりを現はし、他方は些も發呈せず斯く雜種が出來る場合にどつちか強いもの丶方が酷く現はれて來て強くない性質が隱れるのであります、斯の對性中の一半で第一世代に遺傳したるものは强性（ドミナント）で他の現はれない隱れる方を弱性（レセッシーヴ）といふのであります、第二

世代になりますと、强性固定種（純種）と强性不固定種（雜種）と弱性固定種（純種）との三種とが現はれて來る、その數は百中甲二五、乙五〇、丙二五の割合であります。



それで、此メンデルの法則はもと豌豆でやつたのでありますが、動物でさういふやうな試驗が行はれ

て色々なことが研究されて居ります。ところが人間の遺傳ではどうであるか人間の遺傳でも右のメンデルの方則の通りに現はれるものであるがこれが今日私がお話致す事項であります。

肺結核といふ病氣は遺傳する病氣と認められて居るのであります。それでメンデルの法則がこ場の合に實現すると致しますれば、健康の一人と肺結核との一人とを結婚せしむるときは、第二代には全然健康のものと肺結核者とを現はすべし、すなはち強性は健康肺で、弱性は結核肺であります、第二回の生殖にありては、第一回生殖に弱性であつて表徴が發現して全數の四分一にこれを見至るべき筈である又第一回生殖に強性であつた表徴は四分三にこれを見たるべき筈であります、しかるに實際一家族の中で、兩親の一方が健康で、一方が肺結核である場合に、その子孫の中に健康のものと、肺結核に罹るものと、更にこれ等兩型の移行型のものがある。

肺結核遺傳統計

	兩親ノ一人肺結核	兩親肺結核	兩親健康但シ結核家庭ニ出ツ
五歳以下死亡	三七、三%	三〇、七%	三四、四
五歳以上二十五歳以下死亡			
肺結核	四、一	三、九	四、九
結核ニ因スル骨病等	一一、〇	二三、六	八、二
六十歳以下ノ肺炎	一、三	〇、〇	〇、七
産褥	一、三	一、六	二、四
心臟病	〇、九	二、二	一、七
六十歳以上ニ達ス老衰	〇、四	〇、五	一、〇
不明	一、四	一、六	三、六
	一、二	〇、〇	一、七
	三一、一	二五、七	二〇、三
總計	一四三六人	一七九人	二八三人

（ドクトルフオン、デン、ヘルデン氏調査）

リツフエル氏が一千九百五年カルルスルーヘで調査した所では次の通であります。

二十三組の兩親（兩親の一方は健康一方は肺結核）

小供の總數　百四十四人

內

幼時にて死せるもの　七十人
肺結核のもの　十八人
四十歳以上まで生存せしもの　三十人
不詳のもの及び腦膜炎、心臟瘻膜病、癌、肺炎等肺結核家族に多き病にて死亡せるもの　三十六人

右の成績によりて見ると、第一回生殖は已にメンデル法則に異なつて、健康者と肺結核者との外に、兩者の移行型があるのであります。第二回生殖も亦略ほ同樣でありますが、しかし稀にはメンデル法則の通りにある世代の間に、弱性として潛在して居る表徵が再び現はれて來ることがあります。

これによりて見ますとメンデルの法則といふものが人間の遺傳の上にも適合するかといふことは尙ほ研究の餘地があるのであります。

血友病といふ病氣がありまして、是は大變に遺傳をする病氣でありますが、出血し易い性質で何處か身體に怪我でもすると其處から出血して命を失ふといふほどであります、この血友病は一つの家庭に出來る病氣として著しいものでありますが、その遺傳には潛伏性があつて、女は男よりこの病に罹ることが尠く、女自身は血友病ならずして血友病の子を產むことがある、この一代を超えて病氣が現はれ

來るといふ點はメンデルの法則に合ふのであります。而しこれ以上には血友病の遺傳の上にメンデル法則類似の點を見ることが出來ぬのであります、第二雜種で主要の特徵を有するものと、主要ならざる特徵を有するものとを現はすことなく、却て血友病者と健康者との移行型を生ずるものであります。それから身體の形態のことに就て御話致します、今日は西洋の人の調べを御取次申しますがヘルデンといふ人の調べでは母規が肥へて居て矮小である、父親は痩せて居て矮小である、其間に出來た子供が六人あつて全く母に似て肥つた人(純型)か一人稍〻母に似たのが二人、父の形に似た人は一人もないそれから兩親のどちらにも似ず背の高い人が三人、斯ういふやうな比例で出て居ります是もメンデルの法則には直ぐに合はないのであります。それから髮といふものは變化の少ないものでありまして、長さ太さなどは變化の尠ないもので、又その色も人種に依ては變りはありますけれども、同人種の間にては著しい差はないのでありますので。遺傳の研究などに髮を使つて居る人がある。髮の方では父が黑うて柔かで薄い毛色を持つて居るこの場合には硬髮を生ずる母親は褐色で固い密に出來た毛を持つて居る。此場合に髮あれは弱軟である、斯ういふ風で男は柔い毛、女は硬い毛のものと互に結婚して出來た子といふものはメンデル法則では毛が柔いか固いかでなければならぬ、ところが是も矢張りヘルデンの調査でありますが、六人の子供の中で父型の硬い毛を持つて居るのが一人の(男子)母型の

が三人(二男子、一女子)兩方のものを混せたやうなのが二人それから色を調べて見ると父の黒色母の褐色は共にその子に現はれ、其外に又金色が出て居るこれは祖父母にあつた毛色だといふことである。

右のやうな譯で、どうしてもメンデルの法則は人間の遺傳の上には合はないので、是はもう少し研究が進んで來なければならぬことと思ひます。生物學の上では殆ど數字的に遺傳を說明することが出來るやうになりましたけれどもこれで以て人間の遺傳を充分に說明をするといふ譯にはまだいかぬのであります。

其次ぎに一體それならば遺傳といふよりは男の方からするか、女の方からするかといふ問題でありますが、是も昔から調べられて居るのであります、ショッペンハウエルといふ人の說に依ると性格は父親の方から遺傳するけれども、智力は母親の方からするといふことでありますが、併し實際それと相違の例がある、たとへばアリストテレスといふ人は醫者で名高い人でありますが、其父親も名高い人でありますからこの人の智力が父から來て居るものと見ても差支ないことと思はれます。又醫學の方から調べて見まするといふと妙なことがある。それは女の身體を通り抜けて來る病氣であります。それは前にも申した血友病といふ病氣であります。其病氣か家族の女の人にあつて其家庭に生れた娘は其本人がこの病に罹つて居らなくつてもそれが何處かへ嫁入して子供が出來ると其子供が血友病罹

る一家族にあつた中に本人は罹つて居なくても他と結婚して女の身體を通り抜けて女から向ふに傳へて行くのであります。是は結婚などのことに就ては餘程必要なことで血友病に罹つた娘は結婚させないといふことは必要でありますが、ところが又これに反して、主に男の方に多いものがある。それは骨腫といふのである。この骨腫は遺傳をする病氣でありまして方々の骨が大きくなる病氣でありますが男の方に付て廻る。女の方にも出ますけれども矢張り男の方に多く來る近視眼と申すものも遺傳する病氣であります。眼の中に腫れが出來て見へなくなるといふのも男の方に多く來る。中には近視眼といふものは其家庭で以て何處かの家庭の男の身體だけ通過して來る男があれば女は近視眼にならぬといふ家庭がある。同じ眼の病氣でも斜視眼といふのも一家庭だけの女だけにある。お母さんに娘にといふやうに女だけに通過する場合がある。さういふ風になつて來ますからしてどうも男と女とどちらからといふことがチョットむづかしからうと思ふ。是は沖繩縣で三浦博士の見られた例で兩方の手の指が六本、兩方の足の指が六本と斯ういふ系圖を引いて居る(以下圖に依て說明す)(圖略す)

遺傳をする病氣は一つの家庭にズット出て來るもので其型が何時でも同じであります。親の病氣といふものと子の病氣とが寸分違はない。通常の場合でありますと病氣といふものが人から人に傳はりますといふと多少變化をする。同じ病氣でも人から人にズット傳染つて行く間に變化が多少あるも

のでありますが家族の中に一つの病氣が傳はつて行く場合には寫眞に撮つたやうに遺傳して行く。實に不思議のことであります。で詰り家族の一定の病氣が遺傳するといふ場合には女を素通りさして女の身體には持つて居つてそれが他所へ行つて出るといふことが一つある。それからモウ一つは男と女を生んで一つの病氣は男の方へ來るといふ、例へば近視眼であるとか骨腫であるとか男の方へ來るものが、片一方は女の方へ來るもの殊に著しいのは血友病といふやうな女の生んで來る病氣、それからモウ一つ同じ型で畸形といふものが、又別にあつて是も確かに遺傳するのでありますが、此畸形といふものは母の身體の中で即ち子宮内に子供が出來てから後に色々のことが起る場合がありますが、此畸形の遺傳といふものは小しく込入つて居るのでありますが、これを要するに研究の結果といふものは唯今申した以上には到達して居らない。斯の如き有樣が今日の遺傳論程度であります。（未完）

夢に現はれたる未丁年囚の心理狀態

文學士　寺田精一君

一

今日は夢に現はれたる未丁年囚の心理狀態に就てお話し致します。近來不良少年とか其他色々青年の不良行爲に對して社會の各方面から色々注意されるやうになつて參りました。是は申す迄もなく彼等はまだ年齡の若い者であります。從て充分に是から發展するといふものでございますから、彼等が良き方に向ふのと又惡い方に向ふのとは其國家社會に及ぼす處の影響は甚だ大でございまして即ち善惡共に成人に比較して多くの未來を有つて居る彼等の處遇は是から益々注意をしなければならぬことゝ思ひます。之に就て社會の或る論者は申しますに、未丁年犯罪者の如き者は能く調べて見ると、普通の青年犯罪者に比較して大に趣を異にして居るから、彼等は監獄へ收容するよりも、寧ろ或る適當なる手段を執り適當なる保護の下に、國家が之を監督していつたならば宜からう、斯ういふ人も多くあるやうでございます。併ながら我國の現今の狀態から見まするといふと、感化院であるとか、或は不良兒を收容する處の勞働院といふやうなもの、若くは貧民の救助に適當なる設備等が、殆どないといつても宜い位でございますから、止むなく監獄へ入れるといふ勢ひでございます。斯の如き關係にある事柄は單に未丁年犯罪者のみでなくして他にもあるのでございまして、かの精神の甚だ低格なる者及び精神病に類したやうな者、斯の如き者は其途の醫者に能く調べて貰ひましたならは、各監獄に於て何「パーセント」といふ思ひの外多數の人間があるかも知れませぬ。併ながら斯くいふ者も今の處では

止むなく監獄へ入れて置くのでありますので、刑罰の本來の目的から申しますれば、斯の如き腦力の足らぬ者とか若くは精神に異狀ある者は、之に刑罰を科した處が、刑の目的を達せられないのみならず、國家は之に依て利益するやうなことも殆と望まれないのであります。併ながら社會に於きまして精神病院といふやうなもの、若くは癲狂院といふやうなものが澤山ありますれば、國家社會は彼等を之に皆入れまして、監獄へ態々入れる必要は毫もないのでございます。我國に於て精神に多少異狀のある者若くは餘程低格であるといふやうな者は全國を通じて十萬以上はあるだらうといふ話でございます。然るに之に對する病院とか、或は保護院といふやうな設備が極めて僅かであつて、東京の如き大市街に於ても僅かに指を屈する位しかないのでございます。斯の如く我國の現狀は社會政策の上から見ましても、色々缺點の多いことのみでございますから、國家が未丁年犯罪者、若しくは精神に異狀あるものに對するには社會の安寧の上から、一般の防衛の上から、其處遇が適切でないとは知りつゝ止むなく一時逃れた彼等を監獄へ收容しなければならぬ。それ故に東京近所では、犯罪者が益々殖へて、監獄が甚だしく狹隘を感じて居るのでありますがまそれにも拘らず尙ほ彼等を監獄へ入れなければならぬのであります。さうして一方に於ては、勢ひそれ等の效果が甚だはかばかしくないといふのは蓋し止むを得ぬことであつて、畢竟それ等の處遇上に丁度適するやうな手段方法を執ることが出來ぬのでありまして、却つて他の適當な刑罰に處すべき者の處遇さへもそれが爲めに妨げられるといふことか免れぬやうな譯であります。斯の如くでありますからして、未丁年の如き善惡共に多くの未來を有して居る者を、充分に處遇することの出來ないのは、甚だ遺憾でございます、けれども理想を申しますれば、人間はお互に其顏貌の異る如くに、其各々の有して居ります處の精神狀態も一樣ではない、加ふるに彼等か不良行爲を爲すに至つだ處の境遇といふものも、亦各々違つて居るのでございますから、それ等を酌酌して適當に處遇して行くといふことか最も理想でございませう。併ながら多數の人間のことでございますし、それを監獄に收容してあるやうに、多勢の者を一纏めにして、之に臨むのでございますから、迚も理想といふ處に吾々は達することは出來ない。マア比較的理想に近いといふやうな處で滿足しなければならぬのでございます。それにはそれ等の多くの未丁年犯罪者に通じてある處の境遇はどんなものであるか、又現在の彼等全體に行渡つて居る精神狀態はどんなものであるかといふことを、色々の方面から觀察してそこで一つの方針を立てるほか止むを得ぬのでございます。之れは其觀察の仕方に依つて、色々の方法もございませう。それで私は今日お話し致しまするのは其方法の一つの材料にもならうかと考へまして、彼等の夢に現はれたる上からして、未丁年犯罪者かどういふことを常に思つて居るものであるか、或は日常どういふことに頭を腦まして居るものかと

いふことを一通り觀察して見やうと思ひます。

二

夢と申しますと普通の意味に於きましては、餘り當てにならぬことに使はれて居ります。夢のやうな話だとか、夢我夢中とか、夢現つゝとか、或は夢心地であるとか、夢にもそなんことは知らぬといふ風に、夢といふことは一般に、吾人の生活上に於いて輕い意味に使はれて居つて、吾々の實社會からは餘り價値のない一つの現象として見られて居るのであります。併なから吾々の精神作用を見ますと刹那々々に吾々の心は變つて來る。其次第次第に變つて行く變り具合には、色々ありませうけれども今の刹那と其次ぎの刹那との間に起る精神狀態の間には、何等かの關係が其處にあるを見るのか至當でございます。之に就て或ることを考へて、それに續いて何等の關係もない甚だ突飛のことが思ひ浮ぶこともありませう。されども此二つの事實を能く調べて見れば、それ等の間に何等か或る關係があるといふことは、寧ろ事はれぬことであります。斯ういふ意味に於て、先づ夢といふことも一つ考へて見る價値のあるものであるといふ立場で、夢の觀察を致すのでございます。實際西洋に於いて、精神分析とか、精神診斷とかいふことの、一つの材料として此夢なる現象が用ゐられ、これから其人の精神狀態を察したり、又其の人の自覺域に表はれて居ない事柄をも發見する手段に、用ゐられて居るのであります。

夢は人に依りますと全く見ないといふ人もあります。又或る人になりますと夢は何時も見る、夢を見ぬ晩は一晩もないといふ人もあります。是は其個人の性質に依ても違ひませうし、其境遇に依ても違ひませうから、一概には申されませぬけれども、理論上から申しますと夢といふものは、誰も見て居るのが普通でござります。なせそれを見ぬといふかと申しますと、詰り夢を忘れて仕舞ふのでございます。忘れたるが故に夢を見ぬといふのであつて吾々は當に夢を見て居るのである。即ち眠つて居つても吾々の精神作用は、假令緩漫ながらにも活動して居るのであります、これが證據には、能く眠つて居る人の目の先きへ明いランプでも持つて行くと、夜具を引つ被る、或は騷々しい音をさせると、夜具を引つ被る。眠つて居つても外から刺激が來るとそれに對して相當に策を講ずる。是即ち吾々の精神は睡眠中でも、其實全く休息して居るのではない、多少の活動はして居るのである。即ち吾々の精神が醒覺して居る時に、色々のことを考へる、或は空想だとか、理想であるとか、其他種々なことが自然に心に浮んで來まして、全く一物もないといふことは或る特別な場合の外はないのであまりすが寢て居る時も不完全ながらに、色々と精神が働いて、甚だ不充分の間に思想が、あちらこちらと働くのであります。それが即ち夢であります。然らば夢はどういふ時に起るか、これを一つ考へて見な

げればなりませぬ。

先づ夢は一般から申しますといふと睡眠の深くない時に見るのであります。深い時にも見て居りませうが吾々は自覺的に見て居ないといふのであります。即ちさういふ深い時には、一方に精神の活動が極めて緩漫になつて夢の現はるゝことも實際少ないと共に、他方に於いては、よし夢を見ても吾々は忘れて仕舞ふのであります。それで一般の人に於ける睡眠の深さはどういふ風に行はれて行くかといひますと、先づ玆に睡眠の經過の上から見た圖を其深淺に依つて描いてお話しゝますれば



先づ此(イ)から眠りに就いたとすれば(ロ)迄の間は睡眠の度が餘りに深くない、此間が約四十分間位から一時間位であります。それより睡眠の深さが急に深くなりまして是れが即ち吾々が日常熟睡に這入つたといふ時であります。ズツト深く這入つて此深い間の時間がどの位かといふと、一時間半若くは二時間位であります。それから多少は深くなることもありますけれども、左程に深くならずに淺く深く波を打つて目の醒める時迄續いて行くのであります。若し吾々が眠りから急に起されるか、或は用達に起きて又寢ますと、更に此經過を繰返すのでありますから、夜明け近くに起きると、又深く眠りに入つて、却々目が醒めぬといふ結果になるのであります。是は餘の話でありますが盜みをする者が、他人の家へ這入つて行つて、惡い事をするのには、此深い間にしなければ、被害者に心付かれ易いから、此熟睡の時を見計つて入るのであります。是は竊盜の常習者に聽いたのでありますが、人が寢靜まつてから一時間位は待つて居つてそれから窃に忍び込んで惡い事をする、それにも大凡時間があつて、一時間か二時間位の間に仕事をして仕舞はぬといかぬと申しましたか。要するに睡眠の最も深い時を撰んだ譯であつて、彼等はこれを段々いひ傳へとか或は自分の惡行爲の經驗等に依て得たのでありませうが、心理學者が實驗的に調べたのと同じであります。さて斯ういふ深い時には、吾々の精神も休息して、極く緩漫な活動をして居りまして夢も多少ありませうが、先づ殆んどないと見ても差支へがありません。されども寢入端とか、若くは寢起きの近所で目が醒めた場合には、睡眠の餘りに深くない時でありますから、夢を見たといふ經驗があり勝ちであります、然し普通に人の覺めるのは、此深い睡眠を經過してからでありますから、吾人の記憶上には眠りに入る時の睡眠の淺い場合よりも、寧ろ記憶し易いのであります。即ち此睡眠に深く這入る前は假令夢があつたにしても、又睡眠の深いところを通らなければならぬから、多くは忘却されて記憶して居ないのであります。されども寢入端に直ぐ起されたやうな場合には、何か夢を見て居るといふことが多いのであります。それから吾々が夢を見ましても、不意に人に起されると

か、若くは自分に覺めてから直ぐに少し考へて見ると、大抵の人は夢を見て居るものであります。朝寐の人は床の中で目が醒めても、尚ウト〳〵して居るのでありますから、その間に夢が起り易いと共に、又反省する暇があるから夢を能く見る、ところが朝起きの人は目が醒めるとソット立つて床を出る、そこで假令夢を見ても忘れて仕舞ふので、從て朝早く起きる人は割合に夢を見ぬといふのであります。上述の如く睡眠の淺い時に於ける夢が、比較的によく記憶されるのでありますが、其外に一般から申しますと其人の感情を强く刺激して居るとか、或は何か深い印象を受けて居ることが夢に現はれ易いと共に、記憶に殘り易い夢となるのであります。

然らば次に夢が多くの人に現はれるのか普通であるとすれば、夢の材料となるのは、何が材料になるか。吾々が日常覺醒中經驗することに於ては、頭の中にある色々の觀念も大に材料になりますが、其外に更らに吾々の色々な感覺に觸れる外界のものゝ印象が加つて經驗の主要な成分をなすことが甚だ多い。例へば吾々が道を歩くにしても、頭の中で考へて居ることも出來るが、それと共に目や耳に入る外界の種々なる物象が、吾人の心裡に映じて刹那刹那に經驗事實を形成して行くのであります。けれとも、夢に於てはこれと稍其趣を異にして、只心の中にある色々な觀念があちらこちらと結付いて出來るのが其主なる場合で、外界の物象は寧ろ間接の經驗材料として現はれるのであります。それで夢

に現はれることは、場合に依ると全く經驗をしない、全く覺へのないことのみが現はれるのだといふ人がございます、けれども是は自分の精神内部を能く反省して見ない人の言であつて、實際は夢の材料になるものは何時か其人が經驗した事實に相違ないのであります。經驗と申しますと甚だ意味が廣くなりますが、吾々が目で見たり、手で觸れたりするのみが經驗ではない。單に吾々が心の中で考へること色々の思想を廻らすことも又困つたとか、或は喜ばしいとか感することも經驗でございます。而して尚ほ是等は自分に自覺して居る經驗でございますが、吾々の經驗と申しますと、モット廣いものであります、自覺をして居ない範圍迄、經驗が及んで居るのであります。一例を以て申しますと、私が茲で先づ一時間なり、一時間半なりお話をして、皆さんが私の話の終つた後で、色々私の話を考へて御覽なさつた處が、私のお話いたしました全體を記憶から呼び起すことは到底出來ない、只其中の或一部分が確に聞いたこと、して殘るのであります。其他のことも明に耳の機關を通して、皆さんの御經驗となつたのではありますが、これは何れも忘却しさられて、後でこんなことも聞いたかな、といふやうなことがあります、是は普通のことであります。即ち吾人の經驗は、其經驗した通りに、即ち間違へなき全部が記憶さるるものでは決してないのであります。又斯ういふやうに、大勢私が皆さんのお顔を見て居る場合でも、皆さんのお顔は一々私の眼を通じて私の腦裡に映りますが、それを皆

記憶して居るのではない。或は又風で窓掛の音がすると、其音は私の耳に聞えますが、一生懸命に人の話を聽くか、又自分で話して居ると、實際にはそれ等の音は自覺的には知らないのであります。併ながら其音響が存することは實事であつて、吾人の鼓膜を響かして一種の經驗となつたことは確であります。でありますから吾々の經驗は、甚だ範圍が廣いものでありまして、思ひも依らぬことまでが吾人の經驗となつて居ることがあるのであります。從つて夢に現はれて思ひも依らなかつたことであると思つても、それは何時か經驗したことであります。次に吾人の夢が時に甚だ奇拔のものといはれるは、今申しますやうに自覺にない經驗の交るといふことも、大いに力あるものでありますが、其外夢になりますと、吾人の心裡にある色々な觀念の組合せが、自由になつて參ります。勿論夢であつても論理的の考へをすることがある、例へば夢にしては巧い考へが出來たとか、或は自分にしては割合に面白い工夫が浮んだとか、或は人の行爲を兎や角と批評することなどある、或は是非を判斷することも出來る。さういふやうに夢に於いても場合に依つては、論理的に順序よく出て參ることもあるのでありますが、多くの場合には更らに全く論理を超越して、自由自在に觀念があちらこちらと結合しまして、一つの夢となつて來ることがあります。でありますから今自分の兄弟と話をして居ると思つても、其兄弟が何時しか自分の友達になつたり甚しきはそれが馬になつたりすることがある。或は

時間の關係が全く自由になりますので、即ち子供の時に見た經驗が、現在の自分即ち其子供の時から二十有餘年、若しくは三十年も四十年も經つた後ちのことゝ、くつ付いて見ることがあるので、如何にも其夢が非常に突飛に見へます。かく其聯合の仕方は甚だ突飛でありますが、其一つ一つの材料は矢張り曾て經驗したことに違ひないのでございます。或は吾々の普通の生活でありますと、他人に話して惡いことがある、或は自分で此自分の欲望は宜くないと思つて、自分の意思で自分で抑へて居ることがある。意思の强い人になると、これが非常に自由に出來るでありませうが、さういふ抑へて居る精神が夢になると、普通の高等な精神作用が休止する結果として、抑へられて居つたものが、一時に起上つて來る即ち自分ではこんなことはしまい、アゝいふことは云ふまい、あの人に對して斯ういふことをしては相濟まぬといふやうな抑へて居つた心が、取れますから夢となつて現はれる上には、隨分思ひ切つたことや、宜しくないことや、耻しいことや、無意味なことが現はれて來るのであります。かくの如くして吾々の夢を形成するところの材料は、吾々が自覺的には知らぬやうなこともある、併ながら吾々が何時にか、或形式に於いて皆經驗したことに限ることゝ見るのであります。

其次ぎに夢はどういふことに依つて來るか是も考へて見なければなりませぬ。先程申します通り夢は單に吾々の精神の内部の活動でありますから、ジット吾々が目を潰つて考つて見ると同じやうな譯

に夢に現はれることもあります。けれども其精神の活動し出すところの原因には何等かのものが存在して居るのが普通でございます。即ち普通の精神が活動し出すのは、何か其處に刺激がなければならない、その刺激にも一つは吾々の身體の內部の刺激と、モウ一つは外部の刺激との二つに分けて見ることが出來ます。先づ其內身體の內部の刺激に就いて見ると、一つは精神上の刺激でありまして、今一つは生理上の刺激であります。精神上の刺激と申しますのは、いふ迄もなく心裡の印象例へば困つて居るとか、或は嬉しかつたとか、面白かつたとか、或はかくかくすべきであるとかいふやうな類のものでございます。即ち苦しかつたことがあれば、これに似たやうな夢を見易いといふのはそれであります。生理上の刺激と申しますと、お腹が張つて居るとか、神經痛か何かで手か足が痛いとか、或は齒の具合が惡いといふやうなことが原因になつて夢を呼び起す刺戟となるので、其結果として腹が張つて居る時の夢ならば非常に他人に苦みを受けた夢を見るといふやうに、多少形を變へて現はれることがあります。けれども兎に角吾々の內部に刺激があつた場合で御座います。それから次には外部に刺激のある場合でありますが、吾々の刺激を受けるのは或は目であるとか、耳であるとか、或は皮膚であるとか色々でございますが、それ等に依て睡眠中に外部より或る刺激を受けて、それが原因になつて種々なる夢が、組立てられることがあるのであります。例へば能く寢て居る人の傍を、明い「ラ

ンプ」を持つて通ると、其人は火事の夢を見るとか、或は明くなつたいふことから、暗い道を歩いて居つたのか非常に廣い明い道を歩くとか、或は櫻の花の滿開を見て居るとか、或は大空の星の光つて居るのを見るとかいふのであります。又耳の方で申しますと風がザア〳〵吹いて居る音を、荒波の碎けて居る磯邊に居るとか、或は戰爭をして居るとか、或は祭禮で大騷ぎして居るとかいふ類の夢を見るのは矢張り耳から這つた刺戟か原因になつて、それに似寄つた性質の夢が、現はれてくるのであります。或は又寢て居つて一方の足が他の足の上から、ストンと落ちる時には非常に高い處から墜落したやうな夢を見ることがある。或は冬の夜などに手が外へ出て居ると非常に寒い、それが爲めに水を掛けられたとか、川へ入つたとか、氷を食べたとか、風を引いた夢を見ることもあります。かくの如くに夢の內容と其夢を引き出して來た刺戟とが、或類似點はあるにしては、餘程變形して來る場合がありまます。

夢のことに就ては色々學者の研究もございまして詳細に渡つて述ぶれば、尙お話しいたすことも澤山ありますが、今日は只其大體のことに止めて、夢なるもの、大凡の意味を與へたのに過ぎません。

（未　完）

第二十五卷第九號

資料

Ferri（フエリー）教授ノ Cologne（コローン）第七回國際會議に對する批判

司法省參事官　谷野格重譯

刑事人類學教授 Enrico Ferri（エンリコ フエリー）ハ昨年十一月二十三日羅馬大學の大講堂に於て第一回の講筵を開き至極簡潔且立派なる講義を爲し前顯國際會議に關する重要なる出來事を概說し且特に他國に於ける伊太利の實證學派 positive School の發達を叙述せられたり右講義は Robert（ロベート）Ferrari（フエルラリ）に依り本年五月發行亞米利加刑法及び刑事學會雜誌上に譯載せられたるを以て予は七月監獄官練習所の學生に對し其大意を口授したるが左に其際の口約を畧み更に本誌上に之を重譯す可し

三十年前に在りては Lombroso（ロムブロソ）其他の伊太利學派の生物學的、社會的及び裁判的敎示法は之を顧慮する者なく又顧慮したる者も單に之を嘲罵するに止りたりと雖も其敎示法は日一日徐々に鞏固と爲り現時に在ては殆と吾人の思想の全部は單に一般に承認せらるるに至りたるのみならず却て絕大なる意

氣込を以て辯護せらるる驚く可き光景を發現し輿論も亦犯罪と稱する勢力及び形式は家庭及び社會全體の陰鬱且汚穢なる大氣中に於ける個人の墮落並に心的及び道義的の不具より生するものなることを豫見するに至り他方に於て立法者及び裁判官並に行政官は刑事形而上學 Penal and Criminal metaphysics に支配せられたる從來の制度が缺點多く且失敗に終りたることを切實に感知するに至りたり從來の制度は犯人に對し良民を保護せすして却て犯罪の數を增加し大多數を占むる改善の望ある犯人に對し異日改心して社會即ち自ら融和を缺き且背戻したる社會に復歸せんとの最終の希望を剝奪し分房離隔又は强制徒食に依り獸的生活又は恐水病に陷らしむるものとす目下本大學には應用刑事學科の設ありて以て實際的見地より犯人を研究せんとす予は本年度に於て多數の知名の同僚の援助を得て本分科の刑事學者部を創始し裁判的刑事觀念 Juridico-criminal ideas の應用を目的とする學校即ち犯人に關する生物學及び社會學、犯罪性に關する統計及び裁判官、人證、辯護人及び陪審の立場より觀察したる裁判所に於ける刑事訴追に付ての攻究の實驗場たらしめんとす故に同部は他の學科より得たる理論的智識を實地に施用する學校なり獨逸及び佛蘭西は既に此種の學校を創設し伊太利に於ては Turin（チユリン）大學に於ける刑事人類學科を始め數個の設備あり本裁判的刑事應用學校に於ては高級學生及び卒業生、下級裁判官及び官吏に於て犯人の訊問、犯罪の解剖及び審判手續に際し指導者たる可し

「コローン」國際會議は有名なる Aschaffenburg（アシャーフェンブルグ）、Sommer（ゾムマー）及び Kurella（クレッラ）に依り見事に組織せられ「コローン」市の爲め懇切なる歡迎を受けたり會員二百九十人中政府の委員十一人學會の代表者二十人にして刑事學教授、精神病學者、人類學者、下級裁判官、監獄官吏、陸軍士官、警察官吏、地方檢事、檢事長及び時論記者を包含し本國際會議は國際刑事人類學會議の順序上第七回なり

最初は千八百八十五年當羅馬に於て開會せられ該會議に於ては新學科の洗禮を擧行せられたり第二回は千八百八十九年「パリス」に開會せられ本會議の結果佛蘭西學派及び伊太利學派間の限界線を劃するに至りたりと雖も此限界線は科學上の誤解に基きたり蓋し「ロムブロゾ」の發見公表したる「犯人の定型」は漸く純たる解剖的意義に解せらるるに至りたりと雖も佛蘭西學派は――伊太利の或學者も其見地に同意したり――犯人は社會的境遇の特產物たることを主張したり予は伊太利學派の一人として犯人は一層複雜なる方法を以て之を解釋する必要ありと信し犯罪は各個の事案に付き何の分子が比較的重要なるやを區別せす常に左の分離す可からさる三個の分子より成立すと爲すものにして此斷定は眞理なり人類學的分子（即ち犯人の有機的且心的組織）、地球的分子（即ち人の生息する地理的境遇）及び社會的分子（即ち不斷に遺傳的素因及び習得的性格從て各個人の言動に影響を及す可き家族及び共存團體の關係）、而して此等の觀念中には毫も宿命的意義を包含せす爰に生來肺結核を疾む者ありと

す此事實は必すしも其者か肺結核に因り早晩死去に至る可きことを指示せす若し其者にして衛生に適する境遇、經濟上の慰樂の中に生活し得る財產を有すとすれは肺病に因りて死去せさる可しと雖も若し營養宜を得す過度の勞働を强られ又は不潔なる場所に生活して汚穢したる大氣を呼吸し日光に接せさるものとすれは必然肺結核に因りて死去す可し素因は其繁育に適する豐沃なる土地を發見し幾千もなくして現實の疾病に罹るに至る可し而して精神病又は自殺又は犯罪の素因を遺傳したる者に付き同樣なり故に此原理に關しては毫も宿命的の意義なく却て犯人の機能及び境遇を改善するに依りて之を改良する餘地及び希望を存し實際上社會的且經濟的の改良を激成するものとす而して仍ほ該原理は犯罪を自然的に說明し形而上的に說明せさる利益を有す形而上的說明は洵に其語句の如く自然現象の範域を超越するものにして吾人は自然を超脫したる部分に關し何等の制馭をも爲すことを得すと雖も物理現象は之を吾人の意思に服從せしむる樣吾人の實行を誘導することを得べし

「パリス」國際會議に於ては同一の地方及び同一の社會階級に在る犯人百人及び通常人百人の比較研究を爲し直次の千八百九十一年「ブラッセル」國際會議に報告を爲さしむる爲め委員會を設定したり本委員會は其前風評ありたる如く「實行不能」の理由に因り此研究を爲さざりしを以て伊太利人は「ブラッセル」國際會議に干與せす故に伊太利學派に對する反對者か容易に勝利を得且刑事人類學の死沒及び

埋葬を決議せんとしたるは毫も怪しむに足らず然れども四年後千八百九十六年に至り「ジェヂヴァ」國際會議に於ては更に吾人の主張する原理の勝利を確保するに至れり是れ予か千八百八十年に於て命名したる生來犯人 Born Criminals に關する科學上の誤解を一掃する機會を捕捉したればなり予は從來實證學派の主張したる如く「ロムブロゾ」の承認即ち犯人は單に遺傳的犯罪素因を有するに過ぎすして宿命的に犯罪を必するものに非すとの承認を是認す是れ犯罪は物理的且社會的境遇と共に更に犯行に關する人類學的分子を伴ふに非されは發生せさる可きを以てなり而して「ロムブロゾ」自身も極めて稀有に生來犯人の定型ありと雖も良好なる境遇に在りとせは罪を犯さざる可きことを說明したり

第五回國際會議は千九百一年「アムステルダム」に開會せられ再ひ生來犯人の觀念に關する伊太利學派の重要なる地位を確認したり第六回は千九百六年「チェリン」に開會せられ「セェザレ、ロムブロゾ」の科學上の五十年を紀念したり

予は今第七回國際會議の一般的特徵及ひ該會議に於て承認したる決議に付き說明せざるを得す

第一特徵は伊太利學派の主張する原理の光榮ある確認なり國際會議は伊太利代表者の爲したる貢獻の多數、多種及ひ其價値を感知したり Mario Carrara は犯人の頭蓋の異狀の學理的及ひ實際的價値に付き話說し Gina Lombroso Ferrero は年少惡性者の敎育に關する考試制度なる寄書を爲し Saporito

博士は刑事精神病者に對する病院と題する論文、Funaioli 大尉は陸軍に於ける犯罪なる論文、Lattes 博士は犯人の腦髓の不正整なる論文、Tarolli 氏は犯罪に關する性慾的神經衰弱なる論文を朗讀し其他伊太利人にして參集せさるものは其研究の結果を送付したるか就中 Sante de Sanctis の癲癇、Zuccarelli 敎授の歷史前の頭蓋骨と現代犯人の頭蓋骨との比較、Talciola 博士の刑事精神病者の處遇、Del Greco 敎授の犯人の心性、Garofalo の個人的素因と境遇の影響との牽聯、Ottolenghi の科學的警察力と刑事人類學との關係の著作物あるを見予は獨逸、澳地利及ひ瑞西に於ける試驗的刑法典に關する論文を提出したり此論文は最も有名なる法律的、心理的且社會的科學の代表者に依りて十分に攻究せられ國際會議は「記載に係る試驗的刑法典は犯罪に對し社會を防衛する爲め組織的に刑事人類學及ひ社會上の斷定を應用したるものなり」との趣意の決議を爲したり

第二の特徵は本國際會議が始て獨逸に於て開會せられたることなりとす蓋し獨逸が現代思潮に貢獻する價値の大なることは何人も知悉するところに屬す故に予は國際會議か始て獨逸の土地に於て開會せられたる事實に依りて明白なる可き伊太利學派の發展を記述し且伊太利人に取りては直接に獨逸人に對し容易に其固有の見解即ち反對者の偏見に依りて變更せられさる見解を提示し得へき事實を記述するに付き一種の快感を禁するを得す

第三の徴候は刑事社會學的論爭なかりしことに在り各題目は刑事人類學及び其裁判上の應用に關する問題なり而して社會的犯罪釀生の問題は全然除外せられたりと雖も若し犯罪を減少せしめんとせは之を發生せしむる各因子を攻究することを要す可きを以て是れ重大なる誤謬なり　（未定）



談叢

春風秋雨八十三年　（其二）

石澤謹吾翁懷舊談

▲奥羽之山肥藾之水　予は天性地理の研究に趣味を有し、從て名山大川を跋渉するを好み舊都古蹟を尋探するの癖がある、されば國中を漫遊せんとの志は久しき以前からあつたが、羈絆を受くる身の哀しさ風來を決め込む事も出來なかつた、處が恰も好し明治四年廢藩置縣となり、翌五年二月筑摩縣へ事務引繼を爲し官務の束縛解けて閑地に就くを得たから、今ぞ多年の宿志を果すべき時節到來と雀躍し、豫て愛玩して貯へ居つた諸器具を賣拂つて五百金を得たのを懷にして漫遊の途に上つた。先づ東京へ來て旅裝を調へ、秋も半ばの八月東都を後にして關東より北の方奥州各地を歷巡り、勿來關外の櫻花に義家の豪快を憶ひ。松島灣頭の松籟に風光の絶妙を賞し、或は衣川關址に貞任の勇を偲び、或は若松城墟に會藩の義を弔ひなどして青森に出た、それより一葦帶水を隔てた函館に渡り、五稜郭の古戰場を見、室蘭松前を經て、三厩を航り復び内地に足を廻らし、南羽に出で、越後に入り、信州を

經、中仙道に依りて十一月半ば東京に歸り、暫時旅の勞を休めた、間もなく紅葉の色着く頃再び都を發足して、北陸諸國を漫遊し、山陰道に足を入れ、大社に額きては國家の安泰を禱り、更に道を山陽道に取り長州に到つた、それより西の方關門海峽を横ぎつて九州の地に足跡を印し、南薩摩に至り、一轉して肥後筑後より肥前の佐賀へ行つたのが、明治七年の春も稍や景色調ふ如月の十二日であつた。

▲誤任國事探偵　偖て佐賀の市街を一覽し佐賀の舊城址に至ると、其頃から予に尾行するものがある、予が態容を看ると腰に長刀を帶び銃を肩にして居るのである、予は不審に堪へざるも打捨て置き、纔がて夕陽春つく比市の逆旅に就きて一泊を求めた、スルト旅舍の主人曰く頃來舊藩士中不穩の事あり當市に於て宿泊するは甚だ危險なり、若かず去て柳河か久留米に到らんにはとの忠言である、然其時既に黄昏數里の道を夜行するも亦危ない業なので、強いて宿泊を要めて足を伸ばすを得、食事や入浴を畢へて落着かぬ旅の枕に就いた。夜三更ドヤ〳〵と跫音高く予の夢を破るものあり、見れば腰に長刀を横へ或は手に短銃を持ちたる四個の壯漢、來て予が室を襲ひ今しも障子を推開けて闖入せるなり、座敷へ踏込たる渠等は予の枕元を圍みつゝ刀を按して、先づ予が何許の人で何用あつて當地へ來りしやを問ふた、予は泰然として昨年八月以來全國漫遊を思立ち、東北より北海道はては北陸中國を經

九州の空まで足跡殆んど海内に遍き旅程を詳に述べたるも、渠等容易に疑を釋かぬ斗りか、東京政府の探偵なりとして追究頗る急に、殺もすれば一刀の下に兩斷せんづ景狀なり、予は辯疏の辭盡きて止むなく去年出發以來の旅行日記を提出して、是は漫遊中の雜記で一朝一夕に作り得べきものでない、實に予に於て至寶たり今之を御邊等に致さん、之によりて予の他意なきを察せよと淀む處なく告白した、處が渠等は始めて氷解したるもの〳〵如くにて色を和げ、デハ一時之を預り長官の一覽を經、指揮によりて必ず返却すべしと固く約して漸く立去つたので、予は虎口を脱した思ひでホット一息安堵の胸を撫下した。彼是押問答の爲めに夜は闌となつた、勿論一睡も取れる筈はない、黎明を待つと逆旅の主人來て言ふには、爰に愚圖々々して居るのは貴下の爲めに取らず早々此城下を立去るべし、紀行の如き貴下に在て至寶たらんも一命には換へ難しと、頻りに該市を立去るを勸む、予も實は千金の壁にも換へがたく思ひ居る紀行を失ふは最とも殘念なれど、主人の言ふ處も亦理りにて、遲疑して居れば一命も亦併せ失わんも知る可らずと頗に意を決し、主人の厚意を謝して此地を立去り久留米に向つた。焉んぞ知らん此日は二月十三日にて彼の有名なる江藤新平が佐賀に於て亂を發せし前一日ならんとは、當時新聞などはなく且つ殆んど一年間旅の空に在る身の天下の形勢を知るよしもなく、後日始めて之を知りて寔に其危き場合に顫みしに驚いたのである、是即ち第三回目の危難。

▲有梁上君子深更窺臥床　明治十年西南の天に當つて一團の黑雲靉くや、大阪へ出張を命せられ、時の驍名高かりし川路大警視に從つて大阪より長崎に出張、同地に於て陸軍中尉兼警視補に任じ、征討別働隊第四旅團會計掛を命せられ警視隊運輸の事を掌どつて、軍隊よりの金穀の需用を滿たして居つたが、或時長崎の大藏省出張所より金十五萬圓を受取つたから深く警戒を爲し、旅舍上野屋の十五疊を敷ける座敷の眞正中に其金箱を列べ其上に寢床を設けて臥して居つた、然るに更深く夜靜なる頃、賊數名ありて當方の容子を窺ふて居るらしい、サテコソ一大事と予は臥床に端座し、左手に大刀を執り、右手に短銃を握つて、明日張膽四方に眼を配りつゝ拂曉に到つた、而かも遂に事無きを得たが、天明くるに及び檢べて見ると四方の障子に穴を穿ちあること拾數ヶ所であつた、此夜宿れる上野屋では店頭に在りし金庫を破られて四千五六百圓の金を奪去られたとの事である、然共予の身上に異狀のなかりしは寔に天祐なりと思ふた、これが遭難の第四回。

▲始爲獄吏　維新後始めて仕官したのが明治八年で、警視廳十三等出仕である、當時警視廳は管内を六區に分轄して取締れるが、予は第二分廳詰（愛宕下）であつて聽訟の事務を執つた、後川路大警視の勸めにより最も人の嫌忌せる治獄の吏となり、明治九年鍛冶橋監獄の署長となつた、當時獄政を引受けたのが石川島監獄署長となつた小野田元熙に、市ヶ谷監獄を典どつた安村治孝の三人であつた。

▲中央監獄設置之議起　西南の役平定後だ、賊軍に加擔した國事犯者萬餘を拘禁せなければならぬ事となつたが、偖て拘禁する場所がない、全國の獄舍は皆狹隘である、加之國事犯と常事犯とは全く罪質が異ふので一所にすることが出來ぬのみか、他日條約改正のあらん時國權の消長に關する頗る重大なことである、此時に當て果斷明決の稱ある大久保内務卿が中央監獄設置の議を唱へた處、閣議もそれと決して該建築費十六萬圓を出す事になつた、ソコデ小野田大警部と共に予は權大警部として其事に就き仙臺へ出張を命せられたのが明治十一年の春である。

▲董監獄建築工事　到着匆々先づ建設地を仙臺の東郊獨眼龍の城址に相し、官有林より木石を伐出す書策を樹て、着々工事の歩武を進めた、然るに工事半ならずして小野田氏は川路大警視に隨ふて歐米漫遊の途に上る事になつたので、予獨り其任に當る事となつた、一方に於て大久保内務卿は凶及に罹りて薨れる、されば其工事の困難と苦心は一通りでない。是より先き命を受けて出發せんとするに當り、建築上に就き伊藤工部卿の意見を叩ひた處、伊藤公が言ふには、木造五十年煉瓦石造三百年といへば、其耐久の得失固より論ずるまでもない、今巨萬の經費を擲つて此事に從ふ故に煉瓦石造にせなければなるまいと。然るに當時煉瓦石造の建築といふものは僅かに東京の一部に見ゆるのみで、若し之を地方に建てんと欲すれば經費嵩むのみか、多くの歳月を積まざれば竣工を望み難し、それで更に

大久保內務卿の命を請ふたるに卿曰く、成程困難であらう併し乍ら煉瓦石造は創てだから試驗と云ふ考でやつて貰ひたい、且目下執れの監獄も罪人が充滿して狹隘を告げて居るから及ぶ可き的速成を欲すと、更に諭して曰く監獄費拾六萬圓は、建築工費並に囚徒一千人一年間拘禁する費用とを併合せしものなりと。

仍て焦心苦慮出來得る限り工費を節約して僅々九萬數千圓で、翌る十二年九月を以て竣功を見、續ひて開監式を擧ぐるに至つた、是れが即ち宮城集治監である、而して新築監は當時に在ては最も高襟式であつた、今日にても地方の監獄としては餘り遜色がないであらう。

▲獄衣色改良論　樺戸集治監の典獄在職中であつた、內務省に於ける典獄會議の席上、議會ま獄衣の色に及んだ時なりけり、或は黑可なりと云ひ、或は白佳しと論じ、或は鼠適せりと說き、意見百出した砌り予は徹頭徹尾赤色を主張した、其理由は要するに赭色の衣を着せ始めたのは松平樂翁公で、夫には沿革上其他の理窟もある、今之を他の色に改めんとす、それ以上の利益があり、道理があれば格別、然らざれば漫然之を改むるの必要を見ずと、極力其理の在る所を述べて赤色說を主張したが、遂に其通りになつて現在も行はれて居る次第だ。序で乍ら囚人に赭色の衣を着せ初めたのは白河公で、當人の着衣の藍色の尊いもので、又人の好む處で、且つ平常一般に用ゆる衣の色あれば之と區別せんが爲めに選んだのだと云ふ、又石川島に監獄を起したのも樂翁公である。

これより維新前に遡りて少しく話して見よう

▲全使命於津藩　安政六年暑氣漸く衰へて秋風の立初たる七月、予は側用人の資格で君侯の使命を帶び勢州津藩藤堂侯へ談判に出掛けた、事の發端は藩の弓術師範役に村瀨孫右衛門なる者があつたが、養子の房吉をして津藩の弓術師範役吉田六左衛門方へ遣し弓術を學ばしめた、處で端なくも紛議が起きたと云ふのは、この村瀨孫右工門の先は津藩から亡命したものである、然るに同藩の掟に依ると、亡命した當人は勿論のこと其子孫と雖も其所在が分明ると、何時でも引捕へて割腹申付るのである、それだから此事が知れると直ちに藤堂侯より堀侯に對し、村瀨父子を引渡されたしと懸合になつた、これが予の使するに至つた事由だ。

去る程に津へ到着すると、先づ藩の碩學齋藤拙堂に依つてこれが辨解を試み同時に意見おも聞き、それから改めて應接役側用人たる平井坐右衛門に面會し、村瀨孫右衛門が貴藩脫走の士なることは固より弊藩に於て毫も知らざる所で、唯夫れ知らざればこそ吉田氏が射術の名手なるを慕ひ房吉をして學ばしめたる次第で、素より惡意のあろう筈もなければ、父子引渡の義丈は曲げて弊藩の爲めに寬恕されたい、尤も貴藩の掟は飽まで之を尊重し、村瀨家は斷絕せしむべしと辨疏した處、藩主に上申し

た後でなければ即答し難しとの事であつたから、更に揃堂に面晤して改姓等のことを相談した、依つて揃堂は平井用人と共に藤堂侯に事實を巨細に申上げた結果、宥されて村瀬は藤枝と改名して事全く落着した、此絆たる津は大藩なるのみならず藩主は藩政の振ふと共に威望頗る高かつたものから、人々事の圓滿に運ぶや否やを危ぶむだのだが幸に使命を全ふするを得た。

▲他領暴徒大擧將過于城下　明治六年も晩れて押結まつた師走の二十九日である、近隣阿部侯の管下伊那郡南山三十七ヶ村の領民、領主たる原町陣屋の代官に對し不平を抱き暴擧を企て、其數約そ三千人餘既に時又村天龍川の渡津を渉り、將に飯田の城下を横行せんとすとの情報に接した、乃ち郡奉行たる予に、同職小林仁藏と共に出張鎭撫すべしと仰付けられた、依て物頭二組を率ひて出張すると、暴民は既に城下茶屋町まで押寄來りて其喧騒一通りでない、予は仁藏と大喝一聲叱んで曰く、多人數横行して飯田城下を通過するは斷じて許さず、願意あらば聞べし須らく惣代を出すべしと諭す、暴民稍鎭靜して惣代三人を出し其訴ふる所を聞くに。

▲決意甚堅　原町代官務川忠兵衞なるもの、暴政を行ひ吾々の訴ふる所一も聽くなし、依て吾々一同原町陣屋へ押寄せ、是非願意を徹底せざれば一足も退くまじき決心なり、故に何卒飯田城下の通過を許されよと云ふのだ、仍て予等はそれ許可することが出來ぬ、唯惣代のみ護衞を附して通行を許すべしと說諭せしが、彼等は頑として聞かず、飽まで一同通過したしと迫る、さらば務川忠兵衞を喚迎へるから神妙に控へて願意を申立てよ、而して此地たる飯田城下に接近し往來の差支にもなるから、八幡原まで引揚て靜肅に代官の到るを待つべしと訓示すると。

▲裝服從　彼等はこれに服したるもの、如く裝ひ松川に從て下り、密かに永代橋を渡り下街道より原町陣屋に到らんとす、爰に於て仁藏は止つて茶屋町口を扼し、予は一騾馬を躍らして松川を渉り下流の永代橋に到つた、時に速くも雲霞の如き多くの暴民は潮の寄するが如く曳々聲して驀地に永代橋に進み來り、今や將に橋を渡らんとする處だ。

▲立馬橋上叱咤三千暴徒其時こそあれ予は馬を橋上に立て、謹吾此處に在り腰に長刀を帶ぶ予死するか汝等死するか汝等の欲する所に任すと、大音聲にて叱咤すれば有繋の暴民も辟易し動搖めき立ちて八幡の原に退ひた。恰も好し其處へ務川忠兵衞も亦來たから、予等立合にて人民方の惣代と面會せしめたが、スルト狂ひに狂つた暴民は復た騒ぎ出し、忠兵衞の一語を發するや多人數逸り起て之を毆打せんとして到底穩かに應接する形勢が見へぬから止むなく忠兵衞をして歸り去らしめ、一方領民に利害を說き一旦歸村し先づ惣代を撰定し徐に哀訴すべしと懇々と諭し置き。

▲糧食責之奇策奏功　他の一方に於て密に下鄕各村に布令て、暴民等に食物一切賣渡す可らずと糧食

責の策を講じた處、此作容甘々と圖星に中つて、暴民達も飢渇には勝てぬから漸次に隊を解きて歸村し、遂に城下をして渠等暴民の蹂躙する所とならしめなかつた（蜻洲生）



統計

大正元年七月末日現在々監人員表（△ハ減）

	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
刑事被告人	四、〇一四	二二九	四、二四三	四、二〇一	五、一九一	四二 △	九四八
受刑者	五七、五九五	二、九九一	六〇、五八六	六〇、八	六四、七九三 △	二五〇 △	四、二〇七
勞役場留置者	九八七	一三〇	一、一一七	一、二七五	一、二二八 △	一五八 △	一一一
懲治人	—	—	—	—	—	— △	四
携帶兒	四〇	一四	六四	七二	四 △	八 △	二二
總計（監獄）	六一、八六九	三、二〇六	六五、〇七五	六五、三〇一	七〇、三九〇 △	二二六 △	五、三一五
總計（警察署留置場）	七六七	一六八	九三五	九一二	九一二 △	一四八 △	二三
總計	六二、六三六	三、三七四	六六、〇一〇	六六、三八四	七一、三〇二 △	三七四 △	五、二九二

備考　内朝鮮人受刑者男二四人刑事被告人男一人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

	刑事被告人			受刑者			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
清國	四	—	四	三五	—	三五	三九	—	三九
英吉利	男			一		一	一		一
露西亞	男			三		三	三		三
總計	四			三九			四三		

大正元年七月末日現在受刑者罪名表

（△ハ減）

罪名	男女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減 前月比較	增減 前年比較	本月中ノ新受刑者	增減 前月比較
刑法 竊盜		二七、一四八	一、一九七	二八、三二五	二八、二九〇	二八、六九四	五五	△三四九	一、六九五	四五
強盜		三、二六五	三、二七五	三、二五九	三、二五一		一六	△二三六	四七	二
賭博及ヒ富籤		四、四六六	一五二	四、六一八	四、八九四	五、〇九一	△二七六	△四七三	六九六	四五
詐欺及ヒ恐喝		七、五四四	二三三	七、七七七	七、七三一	七、九四一	四六	△一六四	六四三	五三
橫領		二、九六五	六九	三、〇三四	三、〇二五	三、三八二	九	△三四八	三一〇	△五六
贓物ニ關ス		六八〇	七七	七五七	七七二	九五〇	△一五	△一九三	八一	△五
毀棄及ヒ隱匿		一〇一	一	一〇二	一〇一	一一一	△一	△五	五	△一
通貨僞造		三五一	九	三六〇	三六〇	五五五	〇	△一九五	一六	七
文書、有價證券僞造		一、八六六	四五	一、九一一	一、九〇五	二、二五〇	六	△三三九	一五五	△二七
印章僞造		一八五	二	一八七	二〇七	三六〇	△二〇	△一七三	三三	四
僞證及ヒ誣告		一六五	二	一六七	一七四	二〇〇	七	△三三	三一	三
瀆職		九二	一	九二	九六	一二一	△四	△二九	四	△三
瀆職姦淫及ヒ重婚		四一二	三四	四四六	四三九	四六三	七	△一七	三〇	三
僞害		一、八四六	二八	一、八七四	一、八七八	二、三四六	△四	△四七二	一七八	△四
殺人		二、五八八	二四	二、八〇二	二、七九七	三、一六〇	五	△三五八	四〇	△二八
嬰兒殺		六八	一七八	二四六	二二九	三六九	△一七	△一二三	一〇	〇
逮捕及ヒ監禁		二二	四	二六	二七	二九	△一	△三	三	〇
墮胎		三七	九四	一三一	一三〇	一五八	△一	△二七	三二	一〇
公務執行妨害		八五	三	八八	一〇一	一三六	△一三	△四八	一二	△七
逃走、犯人藏匿及ヒ證憑湮滅		五五	—	五五	六五	五九	△一〇	△四	五	△二
騷擾		六九	—	六九	五八	一一九	△一一	△五〇	一五	△一三
放火		一、六七〇	三四四	二、〇一四	一、九八九	二、三七五	△二五	△三六一	四七	△九
住居ヲ侵ス		一八一	一	一八二	一八二		△一	△一	二一	一
喰取及ヒ誘拐		一三〇	二	一五一	一四三	一六六	△八	△一五	一三	六
陸海軍刑法		五一	—	五一	五二	七四	△一	△二三	六	三
諸森林法		三〇六	一	三〇七	三一九	四六六	△一二	△一五九	七三	△一九
規徵兵令		四三	—	四三	二八	七八	△一五	△三五	二五	一六
則郵便及ヒ電信法		五三	—	五三	五三	七三	△八	△二〇	六	一
警察犯處罰令		六六七	一四八	九一五	九六九	九三二	△五四	△一七三	△二五二	△三二九
以上列記以外ノ刑法及ヒ諸規則違犯罪		四八四	二四	五〇八	五六二	四四二	△五四	六六	四八九	△一四四
總計		五七五、九五二	二、九九一	六〇、五八六	六〇、八三六	六四、七九三	△二五〇	△四、二〇七	七、九四四	△四三〇

大正元年七月末日現在在監人員監獄別表

（△ハ減）

監獄名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	合計
東京	六一四	九〇三	六七	—	—	一、五八四
市谷	—	一、〇〇八	—	—	—	一、〇〇八
巢鴨	—	二、六六六	—	—	—	二、六六六

關東區							東海區			北陸區			
櫪木	千葉	水戶	宇都宮	甲府	長野	小菅	名古屋	靜岡	岐阜	新潟	福井	金澤	富山	宮城	福島
一三一	三六	四一	二七	八九	七九	五五	五六	一六二	三一	三八	一〇	三九	一四	一三〇	六九
一、七五七	一、二〇〇	一、一五四	一、二〇四	九四一	六六六	一、五〇三	一、三二六	二、〇九六	一、〇九八	七九九	七五二	五四六	三二一	一、二七〇	一、一三六
二七	一一	一六	二二	一三	四	一三	一	二四	二〇	一八	一三	一	〇	八五	二六
八八九	六	二四	二〇	一八	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九二七	一	一	一	一	一	一	一	三	一	三	二	二	一	二	一
九二一	一、二八九	一、一八二	八三〇	七八七	一、〇〇一	三八〇	五八八	三三五	一、四八七	一、二三一	一、二五九	一、二一二	一、二五五	一、〇四四	一、〇六二
七三五	一、五七一	一、三二六	一、〇六二	一、〇四四	一、二五五	一、二一二	一、二五九	一、二三一	一、四八七	一、〇〇一	三八〇	五八八	三三五	一、四八七	一、二三一

東北區			西區									四國區			長崎
盛岡	青森	秋田	大阪	京都	堺川	奈良	和歌山	神戶	岡山	廣島	山口	鳥取	松江	高知	松山	高松	德島	福岡
一八	二三	七五	五	三七	三〇四	三七	四一	二三四	九七	二八一	七五	六〇	三四	一一一	四五	一六	三四	一八九
四七〇	六一二	八一三	五八	一、五一二	五四二	七九七	八二〇	二、三一〇	一、一三三	一、五七四	一、一七二	六九五	六二七	八六九	八一〇	九五七	九三七	一、六六二
三四	一六	一四	五八	五	三八	二一	一九	三二	四三	二三	九	一七	六	六三	二六	一六	四八	一一
一	一	五	一	一	五	一	二	一	四	七	一	一	一	三	一	一	一	一三
五二三	六五二	九〇七	八三二	一、六一八	八八九	八五五	八八二	二、五七六	一、二七七	一、八八五	一、二五六	七七二	六六七	八七〇	九九〇	一、〇三一	一、〇五六	一、七六五
一、九一五	一、二五九	一、二一二	一、二五五	一、〇四四	一、〇六二	七三五	一、五七一	一、三二六	一、四八七	一、〇〇一	三八〇	五八八	三三五	一、四八七	一、二三一

分	四五	八一〇	一〇	一	八五五
九州區 佐賀	五三	七一八	四	一	七七六
熊本	三二	九一三	一六	一	九六一
宮崎	五八	六一七	六	一	六八二
鹿兒島	一〇三	七八〇	四〇	一	九二三
三池	—	一、四九六	—	一	一、四九六
沖繩	七	四一八	一四	二	四四一
北海道 函館	六七	八二六	八	一	九〇二
札幌	一〇三	一、三七八	三二	一	一、五一四
樺戸	—	一、二六五	—	—	一、二六五
網走	三	一、〇九八	—	—	一、一〇一
十勝	二五	一、一〇九	四	—	一、一三八
總計 監獄	四、一六八	五九、七四七	一、〇九六	六四	六五、〇七五
留置場	七五	八三九	二一	—	九三五
計	四、二四三	六〇、五八六	一、一一七	六四	六六、〇一〇
增減 前月ニ比シ	四二	二五〇	一五八	△ 八	△ 三七四
前年ニ比シ	△九四八	△ 四、二〇七	△ 一一一	△ 四	△ 五、二九二

說林

●御追號の緣由　別項彙報欄に揭ぐる如く　大行天皇に對し明治天皇なる御追號を奉りたるが此れが由來に關し今ま朝日新聞所載の星野文學博士の談を轉載すれは左の如し

由來元號を以て御追號とするは古來未だ嘗て歷史に見ざる所なるも然も大行天皇の御治績に鑑み適當の文字を選ぶは頗る困難にて寧ろ天皇の御代に於ける御治績を後世に記憶する上に於て簡便を旨とせる點より云はゞ尤も然るべし而して明治の元號は意味頗る廣く大行天皇の御治績と盛大の御代を說明する上に於ても十分なるべし、抑明治元號の出所は易の說卦傳中、離の卦に出でしものなる由聞及べるが其果して然るか否は今之を斷言するを得ざるも多分此卦より選ばれたるものならんと推せらる即ち之に依ば聖人南面面聽ニ天下一ヲシテ明而治とありて即ち南は陽にして明、天子南面して萬機を聽き英明にして天理人道を明かにし以て天下を治むるの意に外ならず之を季節に譬ふれば夏にして花と實を結ぶ中間にて萬物盛に長育するの形之を身體に見れば離は兩眼にして物を見て明かなり能く善惡を分ちて之を治むるの象にして又之を方位よりせば明は南なり明かにして陰の反對なり即ち天子南面して天下の政を聽くとは此の離の卦より出でたるものにして明に嚮つて治むとの謂なり扨斯の如く改元に際し文字を選ぶには必ず其由て來る所を明かにし維新前に於ては改元の詔と稱し其文字の意味を簡略に述たる詔書出で何年何月より改めて元年何月何日と其期日を指定したるものなり多分明治と改元されたる場合も之に關する詔書出たるやに記憶す又此の元號を選ぶも容易ならず維新前に於ては四道即ち明經(哲學)、紀傳(歷史)、明法(法律)、算(數學)の四道學者中より紀傳科の學者即ち文章博士は歷史を擔當する關係より改元の文字を選びたるものにして其際二三の字句を選び之を評議に附する場合批難攻擊を重ねて漸く決定するものなり明治元號の維新前にも此の維陳の儀式に依りて否決されたることあるやに聞けるが其時代を記憶せず

扨今回のは御追號なるが諡號は桓武天皇の初年に於て淡海三船なるもの詔を奉じて神武天皇以來の諡號を選定したるものなりとの說あり一說には文武天皇時代なりとあり或は後說の方確なるやも知れざれども今之を斷言する能はず然るに桓武天皇以後御諡號は又復選ばれずして御陵地の地名或は御住居の御殿の名を取つて御追號としたるが當時は天皇號を稱へずして院號を稱へ來りしが更に光格天皇の御代即ち天保十一年に於て久々天皇の諡號を復し仁孝孝明兩天皇と續きたり今回大行天皇御薨去に依りて御諡號は止めさせられ御追號となれり然るに御歷代の跡を尋ぬるに御諡號は勿論御追號にしても御陵緣の翌年に奉りしことあり或は御陵緣の

翌年改元あり更に其翌年に於て御踐祚を奉れることありて今次の如く御登遐の年を以て改元と共に御追號を奉れるが如き例あらず支那にても年を越えて元を改むるの例にして全く今回の如きは皇室典範に依りて前例と異れる儀禮を取られたるものと觀察せらるる云々（東京朝日新聞）

●英國監獄の狀況　近着の倫敦タイムス紙上に於て英國の模範監獄の稱あるホロウエー、パンカースト、ダートムーアミ監獄に關せる記事の掲げありしを法律新聞が採りて以て其大要を載錄せるもの以下の如し

▲囚徒は輕罪囚と重罪囚　との二種に區別してある。先づ輕罪囚から始めると、輕罪囚は三年以下の禁錮に處せられた者で、此種の囚徒は昨年中英國を通じて二十萬五千六百八十一人あつた、此中でも最も性質の善くない者には牧監後二十八日間特に指の疼痛を感ずる石炭嚢の製造や塡絮剝きや其他殊更ら手足の疲勞を覺ゆる石割工事や槇本割などを行らせることゝしてある。此仕事は監房で出來る場合は監房内で行らせ、其他は特別の部屋を宛かつて銘々全く單獨で行らせるのである。又最初の二週間は板敷の床上に寢かされ、只だ身體の上にかける物だけを給せられる。食事は無論監獄内での最も劣等のものを宛合はれるのである

▲二十八日間の苦行　が濟むと、茲に初めて獨居の生活から逃れ出て、他の囚徒等と共に鍛冶工や大工仕事や莚編みや刷毛製造や製本や郵嚢製造などの仕事に從事する。そして仕事中は必要の場合他の囚徒に話掛ける事も出來る、工場も大概は廣くて光線の採り工合や空氣の流通さては冬期に於ける暖室法も頗る完備したものである

▲朝の起床　は五時半で、直ちに洗面を行ひ衣服を整へ監房の掃除をする。六時には受持ちの看守が臨檢に來て、若し囚人が監獄長や其他の上官に面會したいと希望する時は其旨を手帳に記入して立去る。囚徒は何時にても其希望に依り監獄長や監獄醫や敎誨師や監獄訪問委員などに面會を申込む事が出來、且つ場合に依ては書面を直接に内務省の監獄局時としては内務大臣に迄提出して或種の訴願を述べるの特權を有してあるのである、六時十分から七時十分までは朝の仕事に從事し、それから朝飯を濟ませて八時迄休息する。八時になると敎會の鐘と共に悉く敎會堂に集り、八時三十分まで祈禱をしたり說敎を聽いたりする。八時四十五分から再び仕事に取掛り十二時に晝飯を喫して一時半まで休息し、それから亦仕事に就いて五時迄續ける。晩飯は五時半に濟ませ、それから八時二十分の消燈時間までは全く自分のものとなつて、何をしようと自分の勝手である

▲離隔囚　の事に付ては近頃種々の批難があつて絕對に此制度を廢止する事を推薦する人もあるが、今日の實際の情態は決して左程までに心配を要すべきものではない、即ち監房や臥褥の有樣なども普通囚と少しも異る處はなく、加之に食事の如きも孰らかと云へば寧ろ上等のものを給せられてゐる。仕事は普通囚の行るものゝ中から撰んで監房内で出來る樣なものを當合ふのであるが多くは其力量と健康情態の如何に應じて適當のものを行らせる事としてある。書籍の如きも普通囚と同じ樣に借覽を許可し、且つ必要に應じて何時にても監獄長や敎誨師や訪問委員などに面會を請求するの特權を有たせてゐる。只だ普通囚と異る處は其單獨で仕事をする事と毎朝一時間の運動時間を除くの外、刑期間晝夜共監房外に踏み出せないといふ事としてある。書籍の如きも普通囚と同じ樣に借覽を許可し、且つ必要に應じて何時にても監獄長や敎誨師や訪問委員などに面會を請求するの特權を有たせてゐる。只だ普通囚と異る處は其單獨で仕事をする事と毎朝一時間の運動時間を除くの外、刑期間晝夜共監房外に踏み出せないといふ事としてある。即ち生活が退屈と平調である事丈けは其最も苦痛とする處であるが、之れも其犯した罪が普通囚の罪よりも極めて重いからであるとすれば、之れに對して決して不平などを言ふべき筋ではないのだ

▲重罪囚　即ち三年以上の懲役に處せられた者は、昨年中英國を通じて三千五百餘人に過ぎぬ。此中二百餘人は婦人である。重罪犯の中でも殺人などを行つた危險の囚徒は、悉くダートムーア監獄に收容するの方針を取つてゐる

▲ダートムーア監獄　に於ける囚徒の生活は恰かも蜜蜂の巢に於ける生活の樣に忙しく規則正しく又變化に富んでゐる。起床の時間や仕事の種類や敎會に行く事や食事の點などは普通囚のそれと大差はないが、只だ朝に於て仕事に就く時間が三十分早く夕方に於て之を終る時間も三十分だけ晩いといふの違ひがある。敎育的方面や娛樂的方面の事などもも決して忽にはしてない、種々の敎訓的演說や音樂隊(無論有志家の慈善に依る)の演奏などが時々行はれて、彼等の敎化を助け又娛樂を謀る事としてある。其外圖書館の設備があつて三千部內外の書籍を藏し、敎育書の外に小說もあれば旅行記もあるといふ風に萬事が全く行屆いてゐる

▲囚徒　は平素至つて溫しい樣子をしてゐるが、何をいふにも人殺や强盜などを行つた極惡非道の人間ばかりであるから、時々其物凄い性癖を閃めかす事がある。其溫和しさうな樣子の中に、其鋭い底光りのする眼、突出した大きな顎骨と唇などを熟視してゐると、實に一種言ふべからざる悽愴の氣に打たるゝを禁じ得ないのである。或時ダートムーアの一看守が『予等は恰かも噴火山の絕頂に立つてゐる樣なものである。囚徒にして一度び相聯合して起つ樣な事があれば、此場所は一時間を出でずして悉く破壞せらて仕舞ふであろう』と言つた事があるが、實に全くそれに相違ないのである

▲ダートムーア監獄　には看守と衞兵と其他の役員とで約百五十人計りゐる。看守は短い棍棒を携へてゐるのみであるが、衞兵は常に小銃を帶びてゐて、看守を攻擊する囚徒や逃走を企てる囚徒に備へてゐる。發砲する時には成るべく囚徒の脚部を狙ふ樣にする。之れは囚徒を死に致さずして只だ跛足にする位に止めるが爲めである。衞兵は常に囚徒の一群の後に跟いてゐて、遠方の方から其樣子を間斷なく注意してゐるのである。逃走は常に起る處の出來事であるが、滿足に其目的を達した者は從來殆んどない。そして熟慮の結果此企を行る者は極めて稀であつた、大概は一時の制禦し難い刺戟に促されて行ふものである。或時の如きは今から僅々六週間で刑期を終ろうといふ囚徒が逃走を企てゝ捕縛せられた事などもあつた。

▲近頃の英國監獄の改良　には目醒しいものがある。ジョーヂ五世陛下の卽位に際し陛下が其最も痛切の希望として開陳せられたる者の中に獄政に關する一箇條がある。卽ち社會的情態の發展と人心の革命的趨向の熾なる日進月步の今日に當り、在監人日のみが獨り此時代的思想の圈外に取殘さるゝが如きは決して望ましき事ではないと宣せられし事卽ち之れである。果せる哉時の內務大臣ウインストン、チャーチル氏は爾來獄政の事に孜々として其心を潛め、遂に其第一看手として當時の在監人一萬千人に對し通計五百年の刑期を短縮するの恩典を與へたことがある(卽ち一人平均十七日弱の減刑)。而して氏は親しく監獄に臨んで實際の情況を調査し、其結果次の樣な方針を以て着々獄制改革の事に從事したのであつた

(一)成るべく人民を獄外に保つ事(二)一旦出獄したる者の再來を豫防する事(三)在監者は成るべく人情的方法を以て之を敎化し苛酷の取扱を以て其知覺良心を毀傷せざる事

▲人情的遇囚法　として現にグラスゴー監獄に於ては女囚の監房に悉く鏡を備付け、且つ壁間には相當の繪畫さへ掛け置くことゝなつた。殊に婦人參政權運動者の如き政治的犯罪人として取扱はるゝ者には獄衣を强ひずして名自の衣類を着用する事を許し、食事の如きも自己の金錢にて別に之を購求する事が出來るのみならず、入浴斬髮の如きは之を强制せられずして殊に品行方正の囚徒には外部より新聞紙書翰並に書籍の差入を受くる事をも許可してゐる云々(法律新聞)

寄書

常識の明（承前）

尾原靜乘

終りに注意を職務上に引當てゝ其結果を檢するに例せは警察か非常線を張りたソコテ曲者は考へた此の相たては兎ても非常線は通行出來ぬ幸ひ漁家の干網を見付て漁師に化けて非常線に向て進んだ

甲巡査「更に是を氣付かすして通過せしめた」（不注意）

乙巡査「誰何？した曲者はスカサズ只今漁業の歸りてあると答へた是れて曲者は甘く通過が出來た（不完全注意）

丙巡査「曲者の足元と乾ける網に注意した曲者「へゝ漁業の歸りてツイ遲く成りました

巡査「馬鹿を曰へ貴樣の足元を見ろ！漁業と曰ふが魚類は何處に在るか？シテ貴樣の網は干網た今日使用した形跡が何處に在る？

曲者「恐れ入りました」（完全なる注意）

第二緻密の德　緻密は腦髓の働きに屬します腦の作用には綜合する働きと分解する働きとか有ります緻密は其の分解の方面に屬する樣に思はれる、故に腦の惡いものは概して大雜放てある腦の發達した人は概ね緻密てある、小兒と大人と比すれば大人は餘程緻密である、男子と婦人とを比すると婦人は著しく緻密で有る例へは來客が有りても男子の觀察は甚だ粗雜で有る婦人の觀察は頗る緻密

である客の履物から帽子に至るまで緻密に觀察する男子の到底及ぶ比でない近來銀行や貯金局杯て女子の事務員を採用するのは主に此の點である看護婦の如きも亦た其の一例で有る病人の顏に蠅が止つて居ても男子はホクロかと思ふて居るが女子は左樣な小かい處まて緻密に氣が付くと云ふ樣な譯で有る

普通人と刑事杯と比すると刑事杯は緻密と曰ふ點が著しく發達して居る、『汽車の中に殘された一辨當を見て左の如く觀察した

『此の主は婦人なり決して男子にあらず

『而も此の婦人は令孃なり女中風情ではない

『而も此の婦人は至て神經質の方である

『而も此の婦人は必らず姙娠して居るらしい

『而も此の婦人は戀の爲めに煩悶をして居る』と此の人は云何にして如此き緻密なる鑑定を爲し得たか、此の人は車中に殘された辨當を最も緻密に檢察した辨當の箸に紅の一點が附着して居たから無論女で有る、周圍を殘して中央か正しく食して有るから令孃で有る、食い方の行儀なのは正に神經質と察し得べく、甘いキントンを食はすして梅漬か食ふて有るのは正に姙娠か？杉の箸に齒の形が深く刻まれて有るは云何にも戀の煩悶らしい』と云何にも微細の點まて緻密に檢察した是等は兎ても普通人には及ばぬ、又た先年長崎の行季詰死美人に對する某刑事の鑑定書が當時の新聞に出て居たか是も頗る緻密な觀察でありた、緻密は種々の方面に必要である此の一二の例に依て緻密と云ふ概念を御承知ありたい乃て看守たる職には此の緻密の德が最も必要である

第三敏速の德　敏速は文明の第一義で有ります、汽車、電信、電話何れも敏速の要求に答へたもので

有る、敏速の機械が文明の器なれば、敏速の行動を爲す人類も正に文明の器である殊に監獄官吏には敏速の德は確かに第一義で有る〔看守職務規程〕を見ても或は直にと曰ひ或は速にと曰ふ實にクドヒ程出て有る『敏速』なる事は監獄官に云何に大切で有るかを知らねはならぬ

此の敏速の行動を養成するには專ら訓練に待たぬはならぬ田舍出の野呂馬の女中でも東京の氣風に馴致されると一年も經つと丸で變た程氣轉がきく樣に成る一に訓練の德で有る近頃英國のクラーク大學のコンラデイ博士は雀を訓練して能く金絲鳥の如に進化せしめられたとか云ふ事です、田舍者が江戸子に馴化するの類である

少し舊聞に屬すれども加奈陀のコールマンと云ふ人は嘗て蚓蛙を訓練されたと云ふ事で有る蛙は至て動作の不活潑なノツソリ者で有るが之に每日訓練を加へて怠らされは巧い藝も出來る樣に成りを七尺五寸位の垣根は樂々と越へる樣に成つたと云ふ事で有る訓練の德は實に偉いもので有る尙ほ同氏が蛙に訓練を加へて居る寫眞を私は嘗て見た事も有ります

人間の構造は實に實に巧妙に出來て居る、然るに動作が機敏に行かぬのは訓練せぬからで有る十分訓練すれは巧妙なる構造に伴ふ微妙の行動も出來得る道理で有る事は不完全なる構造の蛙訓練に依て能く上達するに比して一點の疑はない

己上申し述べた「注意」「嚴密」「敏速」の三を看守否な監獄官の三德として其々に其德を發揮したい者て有ります

(三)に看守の二大要件

一、上官ノ指揮ヲ受ク（規程中此語十五回）

二、上官ニ申告ヲ爲ス（規程中此語十五回）

是は獨斷の出來ぬ事と事故を秘密の裡に葬る事の出來ぬ條件で有る是は聖德太子十七憲法第十七條に配釋して更に詳說する事に致し上來述へた事を表示して是を終りと致します

(三德)　(十二要務)　(二大要件)

注意 嚴密 敏速 ：〔戒護〕〔守衛〕〔巡警〕〔視察〕〔取締〕〔檢査〕〔點檢〕〔護送〕〔督勵〕〔救護〕〔警戒〕〔其他〕：上官ノ指揮 上官ニ申告

◉是者於當監講話會要旨也

(終)

家族的少年犯罪の研究

浦和　景山榮志

社會救濟問題に關する研究方法は勞働者保護政策、細民保險、慈善、救貧及ひ失業問題等の如く多岐あるも雖も職業的習慣犯罪救治策より價値あるものなし。而して近時各國爭つて本政策の研究に從事しつゝあるも未だ其效果を擧くること困難にして此種の犯罪者は一般受刑者に對し其比例は確實なる增加を示しつゝあることは事實にしてモリゾン氏の說に依りて、本現象は恰も禁酒の風習の漸時發達に向へるに拘らず尙習慣的飮酒者は減少せさると同一理由なりと云ふを得べし

今川越分監に拘禁せる少年犯罪を調査するに總人員二百六十人中累犯者七十七人、犯罪回數二十犯以上のもの七十五人、犯罪起因習癖より來りしもの七十二人を得たり。依是觀之、累犯者の大部は犯罪回數二十犯以上を重ねたる習慣的犯罪者なることを證明し得へし。乃ち職業的習慣者は既に少年期に於て其素因を養成したるものにして、而も此期に於て之を矯正するにあらされは犯罪の救治は得て望むへからす、監獄は常に失敗を繰り返ゑさる可からす。然して之等種類の少年の犯罪に陷りたる動機は或は貧困に起因し、買喰觀劇に原因

し若しくは他人の教唆誘惑の因由に依るもの、如き外圍の境遇に支配せらるゝもの最も多きものなれとも特に注意を要すべきことは寧ろ家族のものに有する犯罪か其少年に對し職業的に習慣的に犯罪に陷らしむるものにして、斯の如き家族的少年犯罪者は假令其數微少なりとは雖も、之れか救治は最も困難にして而も最も價値あるものなり

ホースレー氏嘗て犯罪救治に關して論して曰く凡そ單獨なる犯罪者を拘禁することは社會の受くる危害を減し犯罪者群を抑留することは一層社會の受くる危害を減し進んで本能的及ひ習慣的犯罪要素を有する人々の家族の結合を消散せしむることは社會に福利を與ふるに最も價値あるものなり、何となれは人間個人は死滅すれとも家族は到底死滅せしめ得へからされはなりと云へり

今川越分監に收容せる少年犯罪者二百六十人に對し其家族的犯罪者を調査するに漸く總數の三十八人に當る然して之れを百分比例を以て現はせは十四人六分なり、即ち累犯者の半數に該當す、就中改悛の狀顯著なりと認むへきもの五人其他は再犯に陷る處あるものなり、纔て之等犯罪者の犯罪回數を擧くれは合計三百九十六回にして一人當平均回數十四犯を現はし、刑法處斷に依る初犯二十五人にして累犯は十三人なり、又此種犯罪者處斷の結果其平均刑期は二年四月にして受刑者總人員二百六十人の平均刑期に比すれは九月の長刑期なり

以上の統計の結果に依りて觀るに家族的少年犯罪は其研究に最も興味を有するものにして、若し此研究其效果を奏するは鑑て監獄は成功せるものなりと斷定して憚らさるなり

家族的少年犯罪の研究を報告するに先たち二三の實例を掲けて此恐るへき家族的犯罪型の一班を示さんとす

第一、米國に於ける實例

ジューク種に屬する無智蒙昧なる一人は常に飲酒に耽り數人の無敎育なる子女を有す、就中二人の男子は同しく敎育を受けさる女子數人と結婚し之等家族及ひ其他三人の姉妹よりして遂に七百九人の子孫生れたるに依り各自其性行を調査せしに其中一部のものは實直にして正業に從事したりしも約二十人は熟達せる者（就中十人は監獄に於て其業を習得したるもの）百八十人は社會の保護を受け、七十六人は受刑者にして特に注意すへきことは此六代の中妙齡女子の娼婦となりしもの五二・四〇パーセントありと云ふことなり

第二、英國に於ける實例

十歳の女子竊盜犯にして實業學校に收容せらる

父は習慣的飲酒者にして嘗て監獄に收容せられ母も亦前科者にして說諭放還を受けたること十七回に及ひ共に一定の職業を有せす兄は前科十六犯を有したるものなり

三十三歳の習慣的飲酒者あり懲役五年、同九月同七年同三月の四刑の執行を受く而して本人は三人の伯叔父を有し、就中一人は竊盜犯他一人は殺人犯に依り入監し他の一人は縊死す

第三、獨逸に於ける實例

K. G. は三人の男子有し長男 K. F. は竊盜及殺人の前科者なり次男は二子を有し長男 E. は殺人犯次男 H. 亦殺人犯者にして其子も竊盜犯者なり、而して第三男は六人の男子を有し第一子 K. F. は竊盜犯を第二子 G. 第三子 F. 第四子 F. E. 第五子 N. 亦竊盜犯を第六子 H. の子 N. は殺人

犯者なり

第四、伊太利に於ける實例

Z. Z. は暴行及び詐欺犯に依り入監す、父亦詐欺の前科者にして習慣的飲酒者なり、母は健全なるも兄弟四人姉妹二人悉く早世す就中第一子は畸形兒第二子は出生時已に指間に膜を生し第三子は强盜犯者第四子は傷害犯者にして姉妹二人中一人は精神病者にして他は娼婦なりき

R. L. は竊盜犯者にして且つカモリスタ（Camorista）（ナポリ前王國に於ける秘密結社の一會員）なり而して傷害罪に依り入監せしものなり、父も亦傷害犯者、伯父は竊盜犯、母は詐欺犯者にして且つ習慣的飲酒者なれば飲酒の結果人に傷害を加へしことありと云ふ、母の父は精神病に罹り、母の伯父はカモリスタにして本人は五人の兄弟と一人の姉を有し第一兄は掏摸第二兄はカモリスタにして詐欺犯者次は竊盜犯者次は贓物故買者次はカモリスタにして竊盜犯者なり而して唯姉のみは健全なるものなり

第五、川越分監に於ける實例

强盜三年初犯　何　某

父は賭博常習者にして詐欺及恐喝犯者、母は恐喝犯者なり而して父母共謀して本罪を犯す祖父は强盜罪を犯し明治初年斬首せらる

竊盜二年三犯　何　某

父は竊盜犯罪者にして目下行衞不明二人の兄を有し孰れも詐欺及ひ竊盜の前科者なり母は死亡したるも本人幼少の時なるを以て死因不詳なり

竊盜一年初犯　何　某

父及ひ母孰れも竊盜、賭博、贓物寄藏の前科を二兄及ひ叔父は悉く竊盜の前科を有す但し一人の弟一人の妹のみは素行普通なり

少年犯罪の救治策として吾人の採るへき方法の第一歩は彼等少年を異常なる狀態に陷らしめたる原因を究はむるにあり、而して之等異常なる狀態は即ち個人的狀態と社會的狀態とにして前者は性、年齡、生理的特性及ひ心理的特性等にして後者は遺傳關係、家族の狀態、四圍の境遇等にして特に家族中のものに有する犯罪か少年に對し犯罪的習慣を養成するに至らしめたる場合に在りては家族の狀態は最も注意すへきことなり、何となれは家族は社會の單位にして將來少年か自己の運命を開拓するに有力なる位置を占むるか故なり。假令ミュンスターベルヒ氏の謂へる如く犯罪は遺傳するものにあらす四圍の境遇か犯罪性格を扶植するものなりと云ひ又ミル氏は人格は四圍の境遇に左右せらると謂へる說の正當なると或は近代一部研究家の說の如く犯罪は遺傳するものなり而して四圍の境遇が善良なると不良なるとに依り其性格を實現すると實現せさるとにあり即ち遺傳は四圍の境遇に支配せらるとの說の正當なるとは今論議せす唯孰れの說に從ふとも家族の狀態は調査する必要あり

川越分監に收容せる家族的少年犯罪者三十八人に對し其家族の有する犯罪者を擧くれは父二十七人、母五人、兄弟十六人、祖父一人、伯父母三人にして之を罪質別に現はせは竊盜二十七人、賭博十一人、强盜三人、賭物三人、詐欺及ひ恐喝四人、傷害、殺人、放火、鐵道法各一人なりとす。是に依つて之を觀れは、家族中の一人若しくは數人に精神的欠陷、殊に道德的傾斜ありとすれは其家族の少年の精神には自然的に之を注入し、然して此少年は智的方面情的方面及ひ意的方面に其異常を現はすへきものにして、若し斯の如き家庭に長く放置する

ときは犯罪を敢行すること確實にして且つ此種のものにして犯罪的習慣に陷るときは假令森嚴なる刑罰も周到なる訓育も絕對的に其性格を矯正することは難中の難事なり、之れ家族的少年犯罪者三十八人中再ひ刑辟に觸るゝの虞なきもの僅に五人に過ぎざるを以て明白なり

モリゾン氏の說に依れば凡そ兩親と同居せる少年犯罪者は屢其兩親の性狀を窺ふ、何となれば少年犯罪者を有する兩親の八十パーセントは習慣的犯罪者なるか然らざれは非道德的行爲を敢てせるものなりと云へり

身體の發達劣弱なるときは精神の發達を劣弱ならしめ、生活力の抑制及ひ心的啓發の不完全は身體並に精神の發達を劣弱ならしむ、然して發達劣弱なる精神は犯爲を誘因することは疑はざるところにして殊に家族中に犯罪者ある如きは少年に對する監督能力缺乏せる傾向あり、之れ彼等三十八人の身體發達如何を檢査するに入監時體格上等なるもの二人、中等なるもの二十九人、下等なるもの七人にして營養良と認むへきもの五人、普通と認むへきもの二十五人、不良と認むへきもの八人なり、然して平均體量は十貫七百五十七匁に當り身長に在りては四尺六寸八分なり、今之れを同年期の社會一般の兒童に比すれは體量に二貫五百三十匁、身長に五寸二分を減せり、即ち此種少年は社會一般の少年に比較し甚たしく身體發達劣弱なること明白にして再ひ生活力の抑制及ひ心的啓發不完全を調査するに入監前既に兩親を喪へるもの六人父を喪へるもの七人、母を喪へるもの八人、要するに此三十八人中兩親の存するもの十七人にして孤兒となれるもの二十一人の多きを示す。扶養者を職業別に現はせは小賣商人四人、農小作及漁夫

六人、日稼十五人、一定の職業なきもの八人、一家離散せるもの五人なり。而して本人入監前迄自家に在りしもの十一人、浮浪せるもの二十七人、入監前一定の職業ありしもの五人、一定の職業なきもの三十三人なり。翻て入監時教育程度を調査せしに尋常第六學年一人、同第五學年一人、同第四學年四人、同第三學年四人、同第二學年八人、同第一學年十人、不就學者八人なりとす

以上の統計を綜合するに家族約少年犯罪者の職業的習慣を養成したるは畢竟家族のものに有する犯罪素質か先天的に若しくは後天的に少年の性向及人格を支配したる結果と教育程度の劣等は之等高尙なる心的作用を陶治すること能はす、少年か或る慾求を出現せしめんか爲め犯罪を敢行する場合に常に「犯罪は不正なり」と云ふ禁止的觀念を喚起することは確實なれとも「此犯罪に對しては社會的制裁なし或は社會的制裁微弱ならん」と云ふ非道德的觀念か元の强大なる慾求の後援を求めて反對觀念を抑制し遂に罪を犯すに至りしものなることは彼等自ら告白せる所なり、而して身體の劣等なることは生活力の抑制の結果にして精神の缺陷も亦之れに起因し精神の缺陷は聽て犯罪を助長せしむるものなり。要するに不良なる家族に此種犯罪者の幼年期又は少年期に於て既に監督能力を失ひ自己の責務を閑却せるものなりと云ふを得へく、此種犯罪者の既に習慣的に陷りたるものは之れを救治すること難事なるを以て寧ろ此犯罪的素質を有する家族の結合を消散せしむる目的を以て未た此種家族の少年の犯罪に陷らさる間速に彼等父母の權利を侵害して善良なる境遇に移すときは假令不良なる家族に對し優遇を與ふるものなりと云ふ近視眼的非難を受くることありと雖も有

害なる家族か節度なき少年に犯罪と云ふ渦度の致命傷を蒙らしむる結果、社會か稍もすれは之に依りて危害を加へられんことを豫防し得べしと信す。此意味に於て吾人は少年保護事業の經營、國家的なると將た個人的なるとを問はす益〻發達せんことを希望するものにして若し此事業未た完全なる發達を爲さゝる限り此恐るへき家族的犯罪は減滅することゝ困難なりと信す

實驗餘瀝

安永春雨

(一)　緒言

○獄務の複雜にして、又緻密なることは、言を待たす。唯茲に最も實驗の教訓を經されは、熟練することゝ能はさるものは、庶務に在らすして、戒護に存す、そは法規先例によりて處理し得へきものと、所謂活物扱（イキモノアツカヒ）との差別あれは也。余か短き實驗に於て、淺き思慮を費し、苦き教訓を嘗めたること、少しとせす、近ころ、古手帖を繙干して、偶これを閲し、轉鶏肋の感を起したり、敢てこれを告白して、後車の戒とせん

○手帖に記す所、秩序もなく、説明もなし。或は備忘錄の如く、或は失敗談の如く、或は未來記の如し。讀者、幸にその時と處とを問ふ勿れ。

(二)　第二課の改良

○血を以て血を洗ふへからす。正しき手を以て、正しからさる人を鞭撻すへし

○看守には、算術を講習するの必要あり。作業の講習に於て、設題を作りて、これを試みんとせしか、果さゞりき

○願届等の期式を示すの必要あり。これは宜行せる監獄少からす

○看守倶樂部を設くへし。家族會を開くへし。茶話會や講演なとは、各所に行はるれど、娯樂的の倶樂部の設立は頗る六ツかし、そは經濟問題の爲めなり。家族の懇親を圖る會同は、少し、そは衣服問題の爲めなり

○疾病保險を爲すへし。こは監獄職員を打て一團となし、協會の事業として、これを經營するも可ならん。或は强制的に法相より命令されても可ならん

○讀書を勸むへし。言語を高尚にせしむへし。品性を向上せしむし

○會飲を嚴禁すへし。禁酒を强ふるにあらす、會飲は平和を破るの素因たること多々なれはなり

○出入口にて、行禮せしむへからす

○長官、上官の卓上にある簿冊に、妄に手を觸れしむへからす

○長所を利用して、短所を避くへし

○園藝、養鷄、養蠶、手工は、看守の家族に勸むるに最も適當なり

(三)　第二課の帳簿

○曆簿式のもの、(一)事務日程（年中行事）(二)父母祭日簿(三)確定期日簿(四)行狀記入期日簿(五)行狀審査名簿（期日の分、外にイロハ式を要す）

○日誌式のもの(一)第二課日誌(二)監督日誌(三)工場、監房、酒掃、耕耘、其他勤務に關する日誌(四)看守點檢日誌(五)捜檢日誌(六)新入者訓諭日誌

○順位式のもの(一)賜暇名簿(二)休務名簿(三)出勤簿(四)出張名簿(五)居殘名簿

○其他のもの　(一)令達謄本(二)辭令留(三)訓授簿(四)犯則品目錄(五)逃走事例留(六)配置方法(七)沿革史料

○曾て戒護事務を分類して
出入、書信、接見、行狀、賞罰、檢束、規律、被服、作業、教誨、衞生、教育、書籍、食糧、願訴、入浴、運動、出廷、差入、購求、投込、逃走、自殺、發狂、死亡、出生、埋葬、追吊、釋放と爲したりき

（五）監督事務の分類
又これと同時に監督上の事務をも分類して
訓授、點檢、休暇、出張、配置、規律、巡視、休憩、教養、講習、操練、武術、召集、考試、賞罰、任免となしたりき

（六）雜　俎
一、課長看守長に於て部下監督上に付て協議なく殆んと統一を欠くこと
二、過囚上の協議又は引繼なく、甲乙兩部の措置、相矛盾すること
三、便捨失戒護の如き、人情嫌惡すへき任務は短期とし、且勤務時間を短くするか、又は休務を早く與ふるか、幾分の特待を爲すへきこと
四、同一の任務を餘り長期間帶ひしむるときは、變化なく興味なきに至り、自然倦み易きを以て適度の期間となすへきこと
五、配置を爲すに當り、祭日曆簿を利用するときは差支を免るゝを得ること
六、休暇を與へしことを失念し、その期間内に配置せらるゝことあり、注意すへき事
七、教誨堂看守と位置、不適當なること
八、教誨には擔當看守を可成立會はしむる方針を貫徹せしむること
九、浴場には、擔當看守を立會はしむるときは、靜肅にして且苦情なきこと
十、參觀者に對する說明、答辯には虛飾あること
○節制なき爲め、典獄の召喚する看守を、其都度出頭せしめず、徒勞して、第一課の事務を妨くること
○回覽の文書は等閑に付せられ、回覽の効なきのみならず、眞面目に文書を見んと欲する者にまで回覽廢止の厄に遭はしむること
○官報の回覽なきは、曾て服制の圖を切取りたる歷史あるに由るとのこと
○會計に關する法令は、之を一般に周知せしむるを忌むの傾向あること
○看守の配置は、每日變更することなく、一定の期間は繼續せしめ、每日の小變更は當直看守長に於て專行すること
○新任の看守を工場又は夜警に勤務せしむるは、古參に對し、權衡を失し、且つ新參自身に慢心を生せしむるのみならず過囚に、檢束に不都合少らざること

○新參と古參とを問はず、看守に構内を視察せしむるは、（勤務以外として）改善の効果あり成るへく僚友の職務取扱振を研究的に見せしむるを要すること
○情苦の統計表を作ること
○特別情願簿を設くること
○職員の健康診斷を每年二回行ふこと
○看守部長優遇の方法如何
○稱呼法勵行の方法如何
○看守休養の方法如何
○看守の人格修養の方法如何
○看守に信仰を起さしむる方法如何
記すれは限りなし、閑話休題を妙とす

通信

●服役特免中に於ける各監の狀況

服役特免の際に於ける各監獄の囚情に就ては前號所載の如くなるが其後二三監獄より囚徒の動靜に就き通信ありたる儘左に之を載錄する事とせり

▲松江監獄通信

拜啓先帝陛下御違例中は六千萬の蒼生都鄙の別なく老幼男女共に赤誠を捧け速かに御惱みの去らせ給はんことを天神地祇に祈願を籠め一日も早く御平癒の吉報を待ちつゝありしに去る七月二十九日の新聞紙號外の報する所に依れば御容態御危險に渉らせられ候樣傳へられ當夜は孰れも等しく眠りも遣らす憂慮しつゝありしか噫翌三十日は如何なる凶日そや億兆の至誠天に通せす終に龍馭登遐はさる至悲至悼誠に恐懼措く所を知らさりき此日松江監獄に於ては拂曉新聞紙號外の崩御を傳ふるや早朝裁判所及縣廳に公報の有無聞き合せたるに曾くして縣廳に公報ありしことを確め在監者一般に之を告知すへく準備中午前十一時三十分公報監獄に到着せしに付先つ男受刑者の總員を敎誨堂に集め屋山典獄は一同に對し　天皇陛下には數日前より御不例に在らせられたるところ終に崩御遊はされ恐懼に堪へさる旨を告て御發病以來一般民衆の赤誠を籠め御平癒を神佛に祈願せし狀況を語り汝等も陛下の赤子に相違なし此際特に靜肅に謹愼を表し奉悼の誠意を致すへき旨を申聞かせ此上は天に慟し地に哭し神佛に祈願するも最早叶らせ給ふまじ唯　陛下神靈の加護に依り國運の隆盛と人民の幸福を祈るの外なし汝等は其罪を　陛下在天の御靈に謝し奉り速かに改悛の實を擧け國民の本分を全ふせんことを期すへしとて約四十分間に渉り最と謹嚴に涙を呑んで訓諭したるに一同は豫て

御不例の事を知らさりし爲め最初崩御と云ふことを耳にするや否一時に嗚咽滂泣し中には聲を揚けて號泣する者ある等始終嚴肅の聲堂に滿ちたる有樣に有之候從來敎誨訓諭の際感極まりて滂泣するか如きは往々有之候得共斯の如く幾百の囚徒か一時に悲號せしことは未た曾て見さる所に之有候女囚及刑事被告人（被告人は各監房毎に告知す）等も亦同樣の狀況に有之翌三十一日より免役中は引續き謹愼を保ち監內閑として寃然無人の境にあるか如き狀況に有之而して囚人中赤誠を表する爲め通夜正坐經文點誦を出願するあり或は特に佛前に參拜して燒香を出願するあり或は精進を出願する者等有之候に付典獄は悉く之を許可することゝせられ八月三日、四日の兩日は午前の敎誨の外午後再ひ總囚を敎誨堂に集め敎誨師の讀經に引續き燒香禮拜せしめられたるに彼等は非常に滿足したる狀況に有之候免役中特別發信を出願せし者貳百名にして其中八十七通は御崩御を悲み將來改悛を誓ふものに有之固より孰れも文章體を成さすと雖も言々句々赤誠の發露せるものあり左は受刑者某（當監獄にて有名なる惡漢）か其母に宛たる發信に有之同情の一斑を窺はるへきものあるやに存せられ茲に典獄の許可を得原文其儘附記致候勿論本人承知の上なるを以て信書の秘密を侵す義には無之候

實母苑　　何某

謹んで一書を呈す過日服役中我慈母敎誨堂に集る何事ならんと心中異樣の感を起し靜思默考の折柄典獄殿始め各官長臨席せらるる何も不知不聞の我等に於ては國家の變事亳も不知只た默禮する而已典獄殿には平日に變はり顏相憔悴兩眼淚た汲み恐れ畏くも陛下の訃報を告示せらるる此變報を耳にするや驚愕措く所を知らす忽ち暗涙に咽ひ嗚咽することゝ多時謹んで御臨終の樣を拜聽するに萬民皆津々浦々の百翁老嫗も御平癒を祈禱せさるほなく申にも首都數十萬の人民は老若男女となく宮城の傍らに跪き天に慟し地に哭し徹夜祈願するも嗚呼悲しき哉〳〵萬民の祈願は天に達せす醫藥其效を奏せす終に此度の變報、聞く者誰れか哀悼せさるほなく御吊詞の令下るや我等囚徒にも五日間の免役を許さる不生も平日よりも愼み謹心謹意より哀悼の意を表し居れり玆

に於て不牛回顧するに我等無事に今日あるは全く先帝の御仁惠に依らずんばある不可此鴻恩なる先帝の御心を憤まし奉りし我れは不忠の極なり思ふに慚愧に堪へす今や年號も改まる此機を逸せす改心し以て汚名を雪かん伏して希くは過去の罪を平に許し玉へ

右囚徒免業中の狀況御報迄　早々不備

恐惶謹言

▲橫濱監獄信報

先帝崩御につき全般の受刑者か悲泣慟哭せしうちにも幼年受刑者は如何なる感想を抱き居るかにつきて服役特免中訓示敎誨せしことに依つて各自の感想記せしめたるものを蒐集したれば彼等心意の一斑をも知ることもがなと思ひ御參考に貴會に御報申候

（十八歲未滿ノ男女幼年四）

感想 ＼ 學年期		尋常科 一學年	同上 二學年	同上 三學年	同上 四學年	同上 五學年	同上 六學年	高等科 一學年	同上 二學年	補習科	計
御追悼申シ上グルモノ	男	一	二	三	七	一五	五	九	八	九	五九
	女	二	一	一	一	一	一	一	一	一	五
御聖壽長カレト祈リシ	男	二	五	三	六	六	一	五	三	四	三五
先帝ノ甲斐ナキヲ悲ムモノ	女	三	一	二	二	一	一	一	一	一	九
御聖德ニ感泣スルモノ	男	一	五	三	五	七	三	一	五	三	三三
崩御ニ	女	一	三	二	一	一	一	一	一	一	七
不忠ノ行爲アリシヲ謝	男	一	三	五	九	一五	一	五	七	三	四八
對シ奉	女	二	一	二	二	二	一	一	一	一	一〇

		尋常科 一學年	同上 二學年	同上 三學年	同上 四學年	同上 五學年	同上 六學年	高等科 一學年	同上 二學年	補習科	計
リテ	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
年少ニシテ感想ナキモノ	女	三	一	一	一	一	一	一	一	一	三
合計	男	五	一五	一四	二七	四三	九	二〇	二三	一九	一七五
	女	一一	五	七	五	四	一	一	二	一	三四
御葬祭ヲ親シ奉ルモノ	男	四	七	六	九	三九	九	一八	一九	一九	一三〇
新帝陛下ニ對シ奉リ	女	七	四	三	二	二	一	一	一	一	一九
忠良ナル臣民タラント感奮セルモノ	男	一	五	一四	一二	二	一	一	二	一	二五
	女	一	一	四	三	一	一	一	一	一	一二
後學習業ノ上獨立ノ民タラント決心ノモノテ	男	一	五	三	六	二	一	一	二	一	二〇
年少ニシテ感想ナキモノ	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
合計	男	五	一五	一四	二七	四三	九	二〇	二三	一九	一七五
	女	一一	五	七	五	四	一	一	二	一	三四
改元ト共ニ精神的改心ヲ誓フモノ	男	五	一二	一二	一四	四二	九	一〇	一三	一九	一六六
	女	三	二	六	四	四	一	一	二	四	二一
就テ 別ニ深キ感ナキモノ	男	一	三	二	三	一	一	一	一	一	九
	女	八	三	一	一	一	一	一	一	一	一三
合計	男	五	一五	一四	二七	四三	九	二〇	二三	一九	一七五
	女	一一	五	七	五	四	一	一	二	一	三四

◎愛知慈惠會の近業

近時名古屋市の發展に伴ひて生存競爭も激甚を來たし又各地より浮浪の徒も多數入り込むに由り隨つて犯罪件數も增加し洵に不安の念に堪へす之か防止の策として本會事業の擴張を急務とす茲に於てか本會々長手塚名古屋控訴院檢事長閣下は頃日名古屋市內有力家會同の席に臨まれて熱誠なる講演あり又會同者の代表としては坂本名古屋市長閣下より同情ある答辭ありたり而して本會事業擴張の爲め更に相談役を推薦し何れも其快諾を得たるは本會の光榮とする所なり左に講演等の概要左の如し

手塚會長閣下講演概要

犯罪防止

犯罪か國家自治體及個人に甚大なる損害を及ぼすことは多言を要せす全國の教育費若くは通信機關費に匹敵する程の一千萬圓と云ふ費用を國家經濟に負擔せしめて居るは則つとして國家としても市町村としても其部內犯罪人が多くなれば善良なる發展は期せられす個人としても犯罪が多くなれば危險不安に堪へざる次第で何人と雖も犯罪の少くなるを希望せざるはなく自衞上如何にせば犯罪を防止することが出來るかの問題は國民としても個人としても研究すへき事である一家に病人が出來れば家族全體が心配する一市町村に傳染病が流行すれば町村民全體が困難なすると同樣に惡人が出來れば衆人が皆不安と危險とを被らねばならぬ世間の人は自分だけ惡事をせねば安心なりと云ふて居るのは自衞の問題に不忠實である未だ犯罪が今日の如く增加せざる明治廿七年より同四十年に至る四年間の全國統計に依り重なる罪質を擧くるも

殺人罪	六、〇八六
强盜罪	五、六九九
竊盜罪	一、一五三、四二六
詐欺罪	一三七、〇八〇

であります加斯多數の惡人が吾人の身邊を窺て居るので何時危害に遇ふやも測られぬ自分だけ注意しても風上の家に火を放つものがあれば免れませぬ今日に於ては社會道德の頹廢は一層甚しくなり犯罪の數も著しく增加して居ることは統計が示して居ります更に名古屋市だけに就て明治四十二年より同四十四年まで三ヶ年間の犯罪被害を調査したるに放火が三二件公私印文書有價證券等の僞造二三〇件姦淫六八件賭博六九九件殺人七三件身體傷害四八七件竊盜九九五件掏摸三二七件贓盜八一件詐欺恐喝一一三七件橫領六九五件贓物二八九件其他の刑法犯二七五件で之を合計すれば一四、三四三件となり此被害價格十五萬六千二百六十二圓八錢六厘に登り市の發展と共に犯罪は毎年增加しつゝありまず現に一昨夜は私の宅へも竊盜が侵入したのでありまして少しも安心は出來ませぬ又訟事や警察監獄の役人等は恰も病人に對する醫者の如きもので既に罪を犯し病人となりたるものを救治するに有りて犯罪の防止策ではありませぬ輕いものは監獄に入れずして改心せしめ重いものは監獄に入れて治療をするので治療せざるものは永く監獄に入れて置くより外に途はないけれども改心するものは出獄せしめるのである然し新なる病人が續々生じ若くは折角治癒せしめて退院したるものが何等證據の擔生を加へすして再發する者多き現狀に於ては役人のみの力では到底及ばざる次第である何とかして犯罪防止策を講ぜねばなりませぬ犯罪衞生即豫防に付ては歐米諸國共に國家と自治體と個人と云はず種々犯罪防止の研究も致し實行もしつゝあるのでありまず我國にては世間の是に對する態度は頗る不注意冷淡である是は防止に關する事業は極めてじみでを顏の費用を要する上に其效果は數年後にあらざれば顯れざるにより て同情を惹起すに困難なる故であります私は名古屋市の犯罪趨勢に對する防止策として教育宗教道德を盛んにして人心の腐敗頹落を救ふことも固より必要であるが是れは永遠の策で差向ほ左の四個の手段を採るが最も有効と考へるのであります夫れは

一、警察の充實、警察官の目を多くし其働を機敏にすること
一、犯罪人の前身なる一定の住所職業なくして浮々浪々衣食を爲すものを取容する强制勞働所の設備
一、不良少年感化の爲め特別の學校を設くる事
一、免囚保護の事業であります

此の四個の手段中前の三個は皆權力の伴ふことを必要とするにより輕又は都市の經營に待たざるを得ざるのみならず多額の費用を要するにより比較的少き費用を以て個人が經營し得べき防止策は第四の免囚保護であります犯罪を防止するには犯罪を未發に防ぐと同時に再犯なき樣に努力せねばならん即ち新なる病人を發生せざる樣に仕向けると同時に一度病氣に罹りし者が再發せざる樣仕向けるを要するのである殊に牢獄より病院を出たものは之を保護せなかつたならば忽ちに再發病に至り易きを免れない名古屋監獄在監人に付て初發の病人か多きか再發の病人か多きかを調査するに本年六月一日名古屋監獄現在囚二、一三八人中初發の病人は四二八人、再發以上の病人は一千七百十人である故に此再發すへき病人を保護して再犯に陷らない樣にしたならば犯罪の防止に最も效果あるべきは見易き道理であります今日治獄の目的は單に犯罪人を懲罰するのみならず改善せしめて出監せしむるに在るのでありまず監獄行政の上に於ても獨房制を廢し教誨師を置て惡化を防き遷善に努むるのでありまずが刑期が短くして牢治のまゝで出獄せしむるのもありまず監獄行

政の効果により犯罪人が善化し若くは善化に向ひつゝあるを出監せしむるものなるに拘はらず再犯者の多いのは畢竟是に對する社會の待遇が其當を失し彼等を蔑視排斥し何等の保護を與へないのに基くのである斯くては折角善人化し又は善化せんとしつゝある出獄人も自暴自棄となり若くは衣食の途に窮し再び惡人化するは誠に惜むべきではありませぬか名古屋監獄より放免になりたる是等全治又は半治の病人は明治四十二年より同四十四年に至る三ヶ年間に五九四人即ち毎年平均二千人近くにして其殆んど全部は市内に流れ込んで再發の病人となる危險至極の者でありますから今年一月より一昨日まで窃盜犯人たけでも二百二十二人出獄して居ります故に私等は感知無の爲め直接には名古屋市の爲め赴任已此來出獄人保護事業に努力し幸に縣知事市長郡長其他有志者の助力を得稍々其緒に着き國庫より補助を受け市よりも今年から補助を受けることになり既に土地建物及基金の幾分が備はり繼續も至て良好でありますから一層此事業を擴張し一人でも多く保護を與へて再犯者なからしめんと欲するのでありまず古人の教訓に其罪を惡んで其人を惡まずと云へる人道を盡し又宗教に佛心者大慈悲是也等とありて人を救ふは大善大功德でありますから經世家有力者の共に務むべき愉快なる事業と確信して居りまず御賛成を得ますれば洵に幸福の至りでありまず世間では惡人を保護するよりも善人を救ふが先なりと云ふ人もありますけれども善人は惡事を爲さゞれば危險の恐れはありませぬが惡人は保護せなければ忽ち良民に危害を加ふるにより救濟は寧ろ此方が急務にして又惡人を善人に化するのは國家及人道の爲め利益莫大なるものがあろうと思います云云

坂本市長閣下の答辭概要

今日は有益なる手塚閣下の御講說を承り一同感銘の至りでありまず何事も利害の伴ふは理數の常でありまして名古屋市の發展すればそれだけ犯罪の增加も免かるることは出來ませぬゆへ危險なる犯罪防止の途に盡すべきは我々當然の任務でありますから能く御趣旨を戴きまして以て之に背かざる如く勗むる次第でありまず我々も貴重なる財産を有して居るものでありますから貴會事業の發展を援け再犯豫防に盡すことは亦た自衞上缺くへからざることゝ信じまず云云以下省畧

當日相談役たることを快諾せられたる芳名は左の如し（いろは順）

相談役（常務）伊藤守松君　相談役（常務）井上茂兵衞君　相談役　伊藤由太郎君　相談役　常務　富田重助君　相談役　奥田正香君　相談役　岡谷忠助君　相談役　流逸義郎君　相談役　神野金之助君　相談役　加藤重三郎君　相談役　春日井文右衞門君　相談役　瀧定助君　相談役　坂本彭之助君　相談役　鵜川三四郎君代理須陶君　相談役　鈴木總兵衞君以上

事業

本年五月新たに保護人と爲したるもの男二人なり孰れも本會保護場に收容し直接保護の許に業務を授くることゝ爲したり其氏名等は左の如し

竊盜四犯　酒井某　二十歲

此れは名古屋監獄より釋放せられ一旦叔母酒井なか方へ歸りたるも保護を受くる能はず折り返し本會に保護出願し來りたるにより引取りたるものなり

詐欺未遂六犯　山口某　三十四歲

此れは本縣に籍を有するものなれども家庭の都合上歸宅する能はざるものなり依て名古屋監獄より釋放の日に本會に引取りたるものなり

以上直接保護のもの

同月中名古屋監獄より釋放せられ歸鄉する者にして途中誘惑の虞あるものと認められ本會に引取停車場まで同行し乘車切符を購入して歸鄉せしめたるものは男二人にして其氏名等は左の如し

竊盜初犯　田中高彝　二十歲

此れは原籍石川縣珠洲郡若山村の實父實方へ歸住するものなるも途中誘惑の虞あるものと認められたるに由るなり

詐欺初犯　西山竹次郎　二十六歲

此れは原籍富山縣上新川郡島村實父鶴次郎方へ歸住するものなるも同上の理由に由りたるなり

同月中保護を解きたるもの左の如し

舍生　水野久吉

此れは岐阜縣武儀郡東武儀村花室利三郎より身柄引取保護致度旨出願に由る以上

月末現在人員百八人直接男八人間接男九十五人女十五人なり

又本月中直接保護人にして行狀方正業務勉勵するに由り賞金を與へられたるものは左の四人なり

特別賞　井上某
同　泉某
一等賞　澤田某
二等賞　北折某

又貯金を爲し得たる者は左の如し

金八圓八拾八錢　井上某
金七圓五拾八錢　泉某
金五圓八拾壹錢　澤田某
金五圓六拾錢　北折某
金四拾九錢　酒井某
金壹圓拾參錢　竹田某
金四圓六拾九錢　伊豫田某
金　拾　錢　山口某
合計金參拾四圓貳拾八錢以上

基本金收入

金貳百參圓貳拾錢　額田郡
此は五月二十日附を以て地方委員長田中郡長殿より送付せられたるものなり
金百參拾七圓九拾五錢　西春井郡
金九拾參圓拾貳錢　同上
合計金貳百參拾壹圓七錢
此は六月十六日附並に同廿四日附の二回に地方委員長神戸郡長殿より送付せられたるものなり以上

●新築教誨堂入佛式概況

網走監獄は明治四十五年四月十五日火災に罹り全監殆んど烏有に歸したるを以て爾來復舊大工事中の所茲に竣成を告げ美麗なる教誨堂亦落成を見るに至れり依に本月一日を卜し大谷派本願寺より特に寄贈せられし佛具を莊嚴に佛像奉安の式典を擧くるに至れり當日は天氣晴朗午前六時三十分典獄代理氏家一課長を始め奉迎者一同假奉安所たる網走町永專寺に出迎し藤居教務所長は馬車にて御本尊を捧持し一同は騎馬にて午前八時典獄に安着す正門内には大野典獄を始め各吏員整列奉迎せり御本尊は典獄先導にて直ちに教誨堂に安置し讀經の上一先休憩す而して左の順序にて式典を擧行せり

一囚人繰入　九月一日午前八時三十分一各員着席　仝典獄先導にて來賓吉員一同一誼告　典獄一會倡一同佛前端座一導師燒香一勤行　迦陀一頌、小經一卷、念佛、和讃、回向文、御文、一各員燒香一表白文捧讀　教務所長一教誨　同上

受刑者一同克く嚴肅を保ち歡喜の色を呈し居れり式後來賓には茶菓を饗應し佛前の供物は受刑者に分與して無事終りを告け散會せり

彙報

●大喪儀を行わせらる

哀音蕭瑟たり何の聲ぞ月黑く星沈む何の夜ぞ諤れ即ち大正元年九月十三日の夕　明治天皇の御靈を淨境に鎭め在さんとして靈柩を送り奉れるなり

嗚呼龍駕昇天し給ひてより幾んぞ五旬哀號呼慕するも神魂一たび去て復た廻し奉るに由なく斯夕殯宮遂に啓きて玉輦紫闕を辭し給ふ暑熱去て冷露下り西風葉に動ひて秋方に來る三更轅を前むれば篝燈慘として光を放ち吊砲殷として耳に逼る哀仗遲々として以て列り綸旨慇々として其れ慇ふ東海の甍女西陲の樵夫皆

率ひ胥集りて拜送し各國の衣冠萬兵の劍戟相攢り相簇りて供奉す

寔に厥儀の莊嚴なる厥式の端肅なる之を前に徵して未だ曾てあらざる所たり

嗚呼爵蒼たる桃山の陵永く神帝の威德を傳へ亭々たる常磐の松長へに邦家の隆盛を護らんか

●御追號告示

八月二十七日午前九時殯宮に於て追號奉告の儀を行はせられ左の通り發表相成りたり

告示

大行天皇の追號左の通仰出さる

明治天皇

大正元年八月二十七日

●大祭祝日

去る四日勅令第十九號を以て左の祭日及祝日を休日とする旨公布されたり

元始祭	一月三日
新年宴會	一月五日

宮內大臣伯爵　渡邊千秋
內閣總理大臣侯爵　西園寺公望

紀元節	二月十一日
神武天皇祭	四月三日
明治天皇祭	七月三十日
天長節	八月卅一日
神嘗祭	十月十七日
新嘗祭	十一月廿三日
春季皇靈祭	春分日
秋季皇靈祭	秋分日

●三日間廢朝

明治天皇の大喪儀を行はせられたる爲め九月十三日、十四日、十五日の三日間廢朝仰出されたり

●特免と音曲停止

別項の如く本月十三日、十四日、十五日廢朝に付別段の令達なかりしも去月三十日發布の勅令「廢朝中は凡人の服役を特免し死刑及笞刑の執行幷に歌舞音曲を停止す」との明文に基き右三日間は各凡人の服役を特に免除せられ尙死刑幷に笞刑の執行及び一般に歌舞音曲を停止されたり

●各官廳學校休暇

十三日より三日間は御大喪儀執行に就き內閣の告示に依り內閣を始め全國各官廳は事務を休停し又全國各學校は授業を休暇したり

●千葉監獄に於ける免役中の狀況

千葉監獄にては去る十三日より十五日まで三日間に渉り敬虔哀悼の誠意を表する爲め御大葬當日は教誨堂に於て莊嚴なる遙拜式を執行し尙三日の間每日教誨をなせしが該期間中一般の同情極めて靜肅にして些細なる說諭を加ふる事さへなく特に十三日午後十一時半より翌十四日午前二時に至る全監謹愼の狀況は無限の哀傷と悲痛とに打たれ圖らずして一人の言語を發するものなく監視に從事す

るものも沈默の間に過去りし有樣にて素より當然の義乍ら同監獄創始以來未だ曾て經驗せざる嚴肅なる狀態なりき而して毎日の教誨のごとき午前午後二席宛四ヶ所を通じて二十席の多きに至り囑託に應せられたる判檢事教育家宗教家十五名の諸氏が夫々懇篤なる訓話を爲したり若し夫れ諸氏の訓話振に至ては判檢事は秋霜烈日の如く紀律嚴守の必要服從義務の大切なることを訓諭し教育家宗教家は春風和煦の如く修身整家の心得より勤儉の必要を說示せらる即ち一は嚴父の如く一は慈母の如く其配合最も妙を得て感動頗る大なるものありしと

以上は報告に據り大要を採錄せるものなるが尙同監獄修養館內に於ける如水會哀悼吟の二三を左に揭げんに

奉悼御登遐　子憲　告森　良謹草
億兆祈天望遂空　千秋遺憾豈何窮
宏謨夙定文治擧　大業新成國勢隆
勅語一篇明世道　詔書數節正民風
追懷往事淚無止　報効只期致匪躬

同
澹處　石井光美謹草
一夜慈雲藏鳳宮　山川草木盡朦朧
豈圖天柱地維裂　唯覺悲風慘氣通
慟哭田夫投未耜　沈哀賤女廢機工
願將聖德靈威大　長護神州國土隆

同
青陵　土川種次郎謹草
太平不飽倘期年　豈料駕龍昇九天
英邁終全振古業　聰明夙下換都宣
訂盟嬉處交親厚　憲典成來國光鮮
億兆何忘仁德洽　山川草木亦慼然

●府下に於ける自殺の狀態

東京府下に於ける昨年中の自殺の狀態は左の如しと

一、自殺者數及び自殺の方法

	總數		男	女
	一四四		九九	四五
水死	一二六		八〇	四二
自刃	二五		五一	一四
毒藥	六〇		七	九
縊死	一〇八		三〇	一二
銃	一		—	五
其他	一五		五	一七
合計	四七九		二四五	一

一、自殺者の年齡別

	男	女
十六年未滿	六	六
十六年以上二十年未滿	三六	一八
二十年以上三十年未滿	一八	一六四
三十年以上四十年未滿	九三	七四
四十年以上五十年未滿	三八	五〇
五十年以上	二四	一三四
不詳	六〇	一五
合計	四七八	二四五

一、自殺の原因

	男	女
病苦	八〇	四二
生計困難、薄命ヲ歎キ	五一	一四
情死	七	九
痴情、疎姻	六	一二
前非ヲ悔ヒ慚愧ニヨリ	六	五
親族ノ不和	六	一七
罪ノ發覺ヲ懼レ又ハ刑ノ免レ難キタメ	三	—
將來ヲ苦慮シ	四	四
損失、負債ニ苦ミ	二	一
雇主又ハ父兄ノ懲戒又ハ譴責ニ因リ	三	一
私通姓娠ヲ憂ヒ	—	四
結婚ヲ忌ミ	—	五
淫逸放蕩	二七	一
厭世	六〇	二〇
其他	一三九	六三
合計	四七九	二四五

一、自殺と季節との關係

一月	三六	二月	五二	三月	六七
四月	六九	五月	七六	六月	六六
七月	七一	八月	八四	九月	七四
十月	四七	十一月	四六	十二月	三六
合計	七二四				

	男	女
水死	一二六	一二四
自刃	二五	九
毒藥	六〇	三二
縊死	一〇八	三〇
銃	一	—
其他	一五	五
合計	四七九	二四五

	男	女
十六年未滿	六	六
十六年以上二十年未滿	三六	一八
二十年以上三十年未滿	一八	一六四
三十年以上四十年未滿	九三	七四
四十年以上五十年未滿	三八	五〇
五十年以上	二四	一三四
不詳	六〇	一五
合計	四七八	二四五

	男	女
水死	一二六	一二四
自刃	二五	九
毒藥	六〇	三二
縊死	一〇八	三〇
銃	一	—
其他	一五	五
合計	四七九	二四五

	男	女
十六年未滿	六	六
十六年以上二十年未滿	三六	一八
二十年以上三十年未滿	一八	一六四
三十年以上四十年未滿	九三	七四
四十年以上五十年未滿	三八	五〇
五十年以上	二四	一三四
不詳	六〇	一五
合計	四七八	二四五

一、自殺の原因

	男	女
病苦	八〇	四二
生計困難、薄命ヲ歎キ	五一	一四
情死	七	九
痴情、疎姻	六	一二
前非ヲ悔ヒ慚愧ニヨリ	六	五
親族ノ不和	六	一七
罪ノ發覺ヲ懼レ又ハ刑ノ免レ難キタメ	三	—
將來ヲ苦慮シ	四	四
損失、負債ニ苦ミ	二	一
雇主又ハ父兄ノ懲戒又ハ譴責ニ因リ	三	一
私通姓娠ヲ憂ヒ	—	四
結婚ヲ忌ミ	—	五
淫逸放蕩	二七	一
厭世	六〇	二〇
其他	一三九	六三
合計	四七九	二四五

一、自殺と季節との關係

一月	三六	二月	五二	三月	六七
四月	六九	五月	七六	六月	六六
七月	七一	八月	八四	九月	七四
十月	四七	十一月	四六	十二月	三六
合計	七二四				

●指紋に依れる犯人の判定

八月十三日の夜の事なりき京都府下丹後國舞鶴町字引土水島萬吉方へ强盜に押入りたるも目的を達せす警察官吏及ひ人民の追跡急激なりしかば逃路に窮し遂に自乃河中に投し自殺を爲したる曲者ありしが何者とも判明せさるを以て京都警察部より該屍體の指紋及ひ寫眞を監獄局に送り之れか鑑定を求めたるに付指紋部に於て調査の結果該犯人は愛媛縣宇摩郡川之江町三十九番戸平民八幡實之進（五十八）と云ひ竊盜前科數犯を有するものたること分明したり同人は去明治三十六年七月中但馬國豐岡警察署管内に於て竊盜罪に依り刑事巡査に逮捕せらるゝ際抵抗せし爲め刀にて左手に斬付けられて負傷し中環小指の屈曲せる特徴を有するものなるか京都府警察部より送付せる指紋にも同樣の痕跡ある旨記載しありしと

叙任

叙從六位　（函館）典獄　印南於莵吉
叙正七位　（長野）典獄　白井勇松
叙正七位　（鹿兒島）典獄　山本鐵吉
叙正七位　（高松）典獄　中村忠直
叙正七位　（靜岡）典獄　伊集院藤七
宮城監獄詰ヲ命ス　（甲府）看守長　吉川清次郎
甲府監獄詰ヲ命ス　（宮城）看守長　金子利義
任看守長十一級俸給與　（樺戸）看守　吉田義之助
名古屋監獄岡崎分監詰ヲ命ス　（名古屋）看守長　德永梅太郎
依願免本官　九級俸給與　（高松）看守長　永田茂
依願免本官　五級俸給與　（宮城）看守長　坂本官吉
靜岡監獄詰ヲ命ス　（濱松分監長）看守長　中村時夫
靜岡監獄濱松分監長ヲ命ス　（靜岡）看守長　石原大
任看守長月俸貳拾參圓給與　（松江）看守　波邊理一
宮城監獄詰ヲ命ス　（仙臺）看守長　島敬吉
依願免本官　（千葉）看守長　波來律衛
仙臺分監詰ヲ命ス　（宮城）看守長　吉川清次郎
長崎監獄教誨師ヲ命ス　（三池）教誨師　毛利昇道
月俸二十七圓給與
高松監獄教誨師ヲ命ス　（神戸）教誨師　今井豐雄
三級俸給與　（岡山）教誨師　村上純諦
依願免教誨師　（大分）監獄醫　柏木一二
依願免監獄醫　文學士　畠山圓諦
金澤監獄教誨師ヲ命ス　（水戸）監獄醫　井手政之
依願免監獄醫

文部大臣賞勳局總裁伯爵正親町實正君題辭
賞勳局書記官藤井善言君題辭
武田仁恕編

最新刊
明治國民寶鑑

特約發賣所　東京書院
東京市四谷區愛住町二番地
電話（四）番町二一番
振替東京七九八三番

口絵褒狀雛形石版彩色刷
洋裝菊版紙數　三百卅餘頁
定價並製六十錢　上製八十錢
郵稅金八錢

本書は明治十五年一月褒章條例實施以來明治四十五年末に至る卅一箇年間内閣賞勳局より學術技藝上の發明改良著述、教育衛生慈善防疫の事業、學校病院の建築、道路河渠堤防橋梁の修築、田野の墾闢、森林の栽培、水產の繁殖、農商工業の發達に關し公衆の利益を興し成績著明なる者又は公同の事務に勤勉し勞效顯著なる者に對し藍綬褒章を賜與せられたる内外男女全部約七百人の美擧懿蹟の要綱を列叙し各自日常の國家的行爲の指針と爲し併せて全帝國に於ける善行者を一時の下に比較通覽し現社會の大勢に鑑みたる施政上の參考に資せしめんとを期したるもの也世人或は現時此正確適切なる所謂活きたる龜鑑の全國に亘りて存在するを知らすして殊更に其實例を遠き古の史乘に求め時代後れの事蹟を採り來り强て之を今日の儀範典型に當嵌せんとす難い哉長くも詔勅の御趣旨を奉體して此改進極りなき社會の德教を繼維し國運の發展を規畫すると實くは個人たると官衙たるとを問はず速に本書に依り現代模範國民の事歷を知り德化を奬め風教を正し公益を擴め國力を充たし進んでは一等國聲威の發揚を企て退ては君子國忠良の臣民たらんとを期せらるべし

會費送附方

肩書	東京市麹町區西日比谷町	
番地	壹番地	
宛名	監獄協會理事　眞木喬	
振込局名	司法省內郵便局	

大正元年九月二十日發行

（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市牛込區市ヶ谷谷町五十三番地　豐野胤珍

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區下六番町十七番地　同勞舍

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院